

平成19年度

あきる野市の財政

(財政白書)

平成20年10月

あきる野市

- * 金額は、表示単位未満を四捨五入していますが、端数処理の関係で、合計数値や構成比が合わないことがあります。
- * 原則として、普通会計(地方財政状況調査)の平成7年度から平成19年度までの決算数値を使用しています。
- * 本書中の「26市」とは、あきる野市を含む都内26市の単純平均(平成11年度までは27市の平均)です。また、「類似団体」とは、人口や産業構造の態様の類似している団体をいい、その団体の指数と比較することにより、財政状況を把握するために使用しています(数値が公表されていない平成19年度を除く)。なお、「類似団体」については、平成17年度から類型の変更があり、比較対象団体についても見直されています。

まえがき

あきる野市は、総合計画に基づき、基本構想（ヒューマン・グリーンあきる野）に掲げた「人と緑の新創造都市」の実現に向け、施策の大綱に掲げられた基本方針に沿って、各種施策に取り組んでいます。

しかしながら、国の「三位一体の改革」により、国庫補助負担金の削減や地方交付税の交付総額が抑制されるなど、当市の財政も大きな影響を受けており、このような状況の中で、多様化する行政課題に的確に対応し、住民サービスの更なる向上を目指していくためには、引き続き、財源の確保や行政の効率化に向けた取組を強化していく必要があります。

現在、平成18年3月に策定した「行政改革推進プラン実施計画」に掲げられた改革の指針に基づき、公共施設再配置計画や受益者負担適正化計画、定員管理・組織管理計画など、各種の取組を進めるとともに、平成20年度を「行政改革元年」と位置付け、「行政力」を強化し、最少の経費で最大の効果を挙げられる行財政運営を目指して取組を進めていますが、健全な行財政運営を維持していくためには、当市の財政がどのような状態になっているかを分析し、正しく把握する必要があります。本書は、市財政の概況や歳入・歳出の状況、財政の弾力性などの推移について、都内の26市や全国の類似団体との比較を交えながら、合併時の平成7年度から直近の平成19年度までの決算状況の分析を行い、平成19年度あきる野市の財政（財政白書）として取りまとめたものです。

目 次

市財政の概況	1
1 財政とは	1
2 会計の区分	1
3 決算の推移	1
4 平成 19 年度決算の状況	3
歳入の状況	4
1 歳入の推移	4
2 市税	6
3 地方交付税	10
4 自主財源と依存財源	13
5 基金の残高	13
6 収益事業収入	15
歳出の状況	16
1 性質別経費の推移	16
2 人件費	17
3 扶助費	21
4 公債費	24
5 投資的経費	25
6 その他の経費	28
7 目的別経費の推移	33
財政の弾力性	36
1 経常収支比率	36
2 公債費関係の指標	38
3 将来にわたる財政負担	40
4 財政力指数	43
健全化判断比率及び資金不足比率	45
1 健全化判断比率	45
2 資金不足比率	47
【参考】類似団体について	48

市財政の概況

1 財政とは

財政とは、国や地方公共団体が、公共的な需要を充足するために、租税や公債などの形で財源を調達及び管理し、必要な費用を支出する経済的な営みのことですが、分かりやすく言えば、行政活動をお金で表したものであり、収入と支出ということになります。

収入と支出は、一般会計又は特別会計のいずれかの会計に区分されて管理されますが、それぞれ、予定としての予算と結果としての決算があります。これによって、行政活動を数字により把握し、その活動内容を確認することができます。

2 会計の区分

自治体における会計は、一般会計及び特別会計から構成されています。一般会計には、自治体の行政運営に係る事務事業を処理するための基本的な経費が計上され、特別会計以外の全てを経理しています。一方、特別会計は、下水道、水道などのように特定の事業を行う場合や特定の歳入をもって特定の歳出に充てて事業を行う場合など、一般会計と区分して経理する必要がある場合に設置されます。平成19年度における特別会計は、国民健康保険特別会計、老人保健特別会計、介護保険特別会計、戸倉財産区特別会計、下水道事業特別会計及び受託水道事業特別会計の6つの特別会計が設置されています。

これらの会計区分は、個々の自治体ごとに異なっていますので、自治体間の財政を統一的な基準により比較をするために、国が実施する地方財政状況調査では「普通会計」という区分が用いられています。当市の場合は、その対象は一般会計のみで、一般会計の決算額から学校給食納付金と地方債の借換債に係る収支などを純計控除として除いた数値を「普通会計」として区分しています。

本書は、この「普通会計」をベースに、平成7年度から平成19年度までの決算額や各種の財政指標を分析し、あきる野市の財政（財政白書）として取りまとめたものです。

3 決算の推移

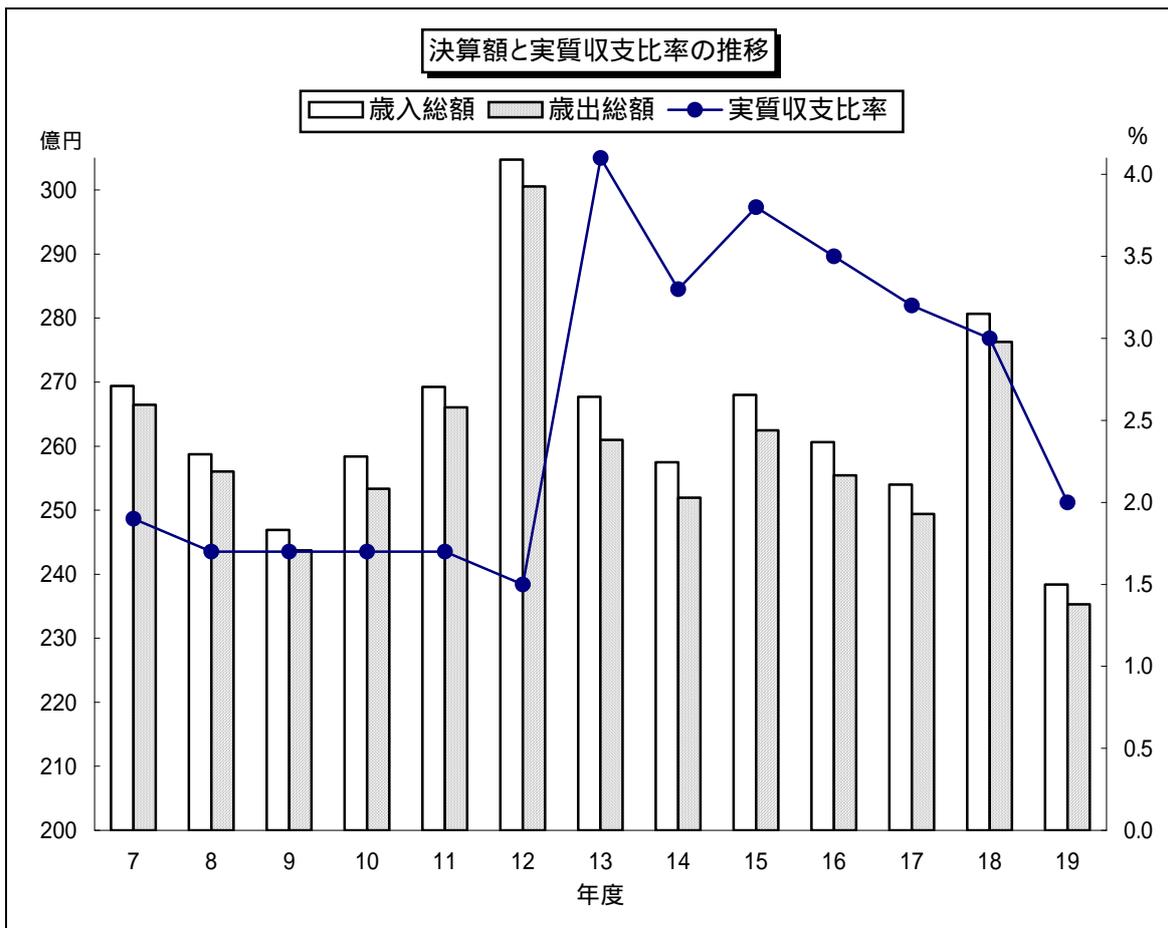
歳入歳出決算の状況は、次表のとおりですが、歳入歳出差引額から翌年度に繰越すべき財源を除いた実質収支は、いずれの年度も黒字となっています。

この実質収支は、黒字の額が多いほど良いといえるものではなく、一般的には標準財政規模の3パーセントから5パーセント程度（実質収支比率）までが望ましいとされています。当市の実質収支比率は、最近4年間では、3.0パーセントから3.8パーセントまでの範囲で推移していましたが、平成19年度は2.0パーセントとなっています。

決算収支の推移

(単位：千円、%)

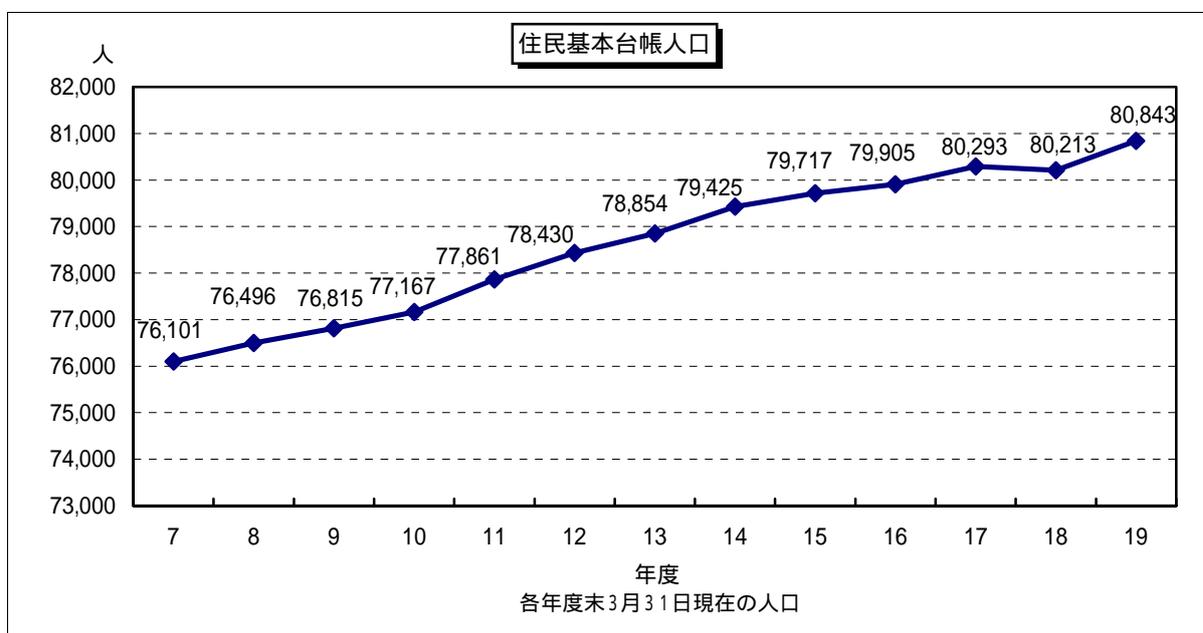
区 分	7 年度	15 年度	16 年度	17 年度	18 年度	19 年度
歳 入 総 額	26,939,417	26,801,852	26,062,223	25,401,806	28,068,876	23,839,168
歳 出 総 額	26,647,556	26,247,634	25,542,954	24,940,333	27,627,846	23,528,549
歳入歳出差引額	291,861	554,218	519,269	461,473	441,030	310,619
繰越財源	4,120	0	18,745	10,200	8,721	0
実質収支	287,741	554,218	500,524	451,273	432,309	310,619
単年度収支	117,493	28,240	53,694	49,251	18,964	121,690
積立金	21,573	173	41	0	0	46
繰上償還	0	0	0	0	0	0
積立金取崩	200,000	0	0	276,490	291,183	119,678
実質単年度収支	295,920	28,413	53,653	325,741	310,147	241,322
実質収支比率	1.9	3.8	3.5	3.2	3.0	2.0
標準財政規模	14,780,717	14,454,330	14,453,579	14,303,533	14,477,832	14,571,936



実質単年度収支は、平成19年度はマイナス2億4,132万2千円となり、4年連続でマイナスとなっています。実質単年度収支とは、実質収支から前年度の実質収支を差し引いた単年度収支に、財政調整基金積立金と市債繰上償還額を加え、財政調整基金取崩額を差し引いたものです。この実質単年度収支がマイナスということは、当該年度の収入よりも支出が上回り、財政調整基金を取り崩して収支の均衡を図ったことになり、一般家庭に置き換えると、預貯金を取り崩して生活したことになります。

当市では、行政改革推進プラン実施計画に基づく財政健全化計画を毎年度策定し、計画的な財政運営に努めていますが、引き続き、中・長期的な財政見直しを通じて、収支のバランスに注意をはらう必要があります。

なお、住民基本台帳人口は、増加傾向が続いており、現在8万人を超えています。



4 平成19年度決算の状況

平成19年度の歳入決算額は238億3,916万8千円で、前年度と比較して42億2,970万8千円、率で15.1パーセントの減となり、歳出決算額は235億2,854万9千円で、前年度と比較して40億9,929万7千円、率で14.8パーセントの減となりました。また、歳入歳出の差引額は3億1,061万9千円となり、黒字決算となりました。

歳入の状況

1 歳入の推移

歳入は、市税をはじめ、地方譲与税や地方交付税、地方特例交付金などの各種交付金、保育料などの負担金、公共施設の使用料、住民票写し交付などの手数料、国や都からの補助金・負担金等、基金からの繰入金、受託事業収入などの諸収入、臨時財政対策債や施設整備の財源として国や金融機関などから借入れる地方債などで構成されています。

歳入の推移 (単位：千円)

区 分	7 年度	15 年度	16 年度	17 年度	18 年度	19 年度
市 税	10,572,204	10,619,550	10,455,347	10,694,928	10,577,182	11,538,722
地方交付税	3,881,724	3,312,942	3,336,173	3,055,892	2,801,219	2,577,789
国庫支出金	1,032,762	1,969,655	1,940,726	1,782,651	1,658,661	1,727,460
都 支 出 金	4,325,929	2,954,240	2,909,128	2,987,073	3,209,461	3,390,702
繰 入 金	813,571	264,040	333,709	543,437	576,924	430,856
諸 収 入	1,755,944	410,831	155,683	206,033	189,287	184,013
地 方 債	1,831,300	4,077,700	3,025,600	2,173,400	4,891,300	865,648
そ の 他	2,725,983	3,192,894	3,905,857	3,958,392	4,164,842	3,123,978
歳 入 総 額	26,939,417	26,801,852	26,062,223	25,401,806	28,068,876	23,839,168

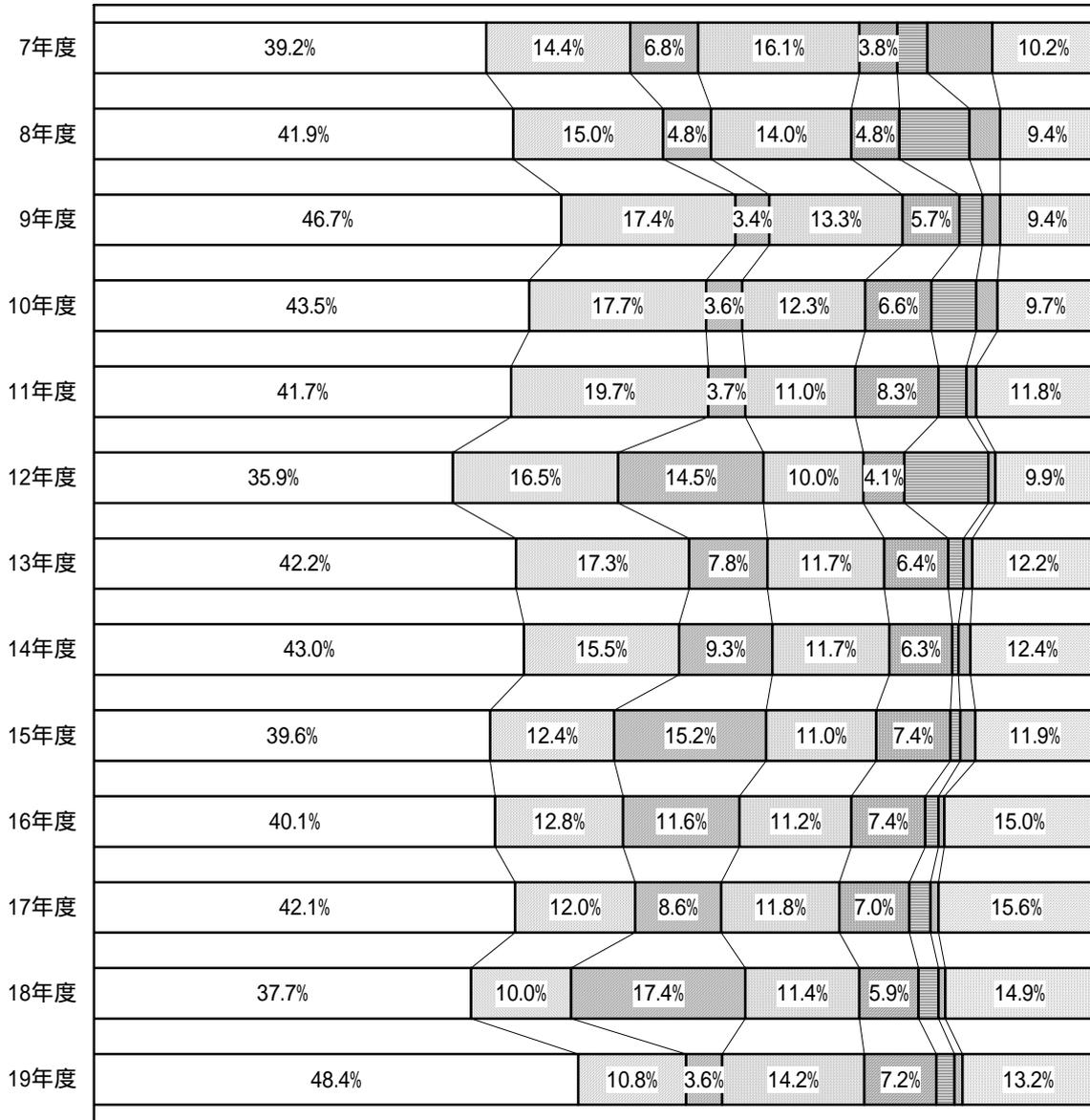
市税の構成比は、40パーセント前後で推移していますが、平成12年度は新庁舎の建設事業に伴い、財源として庁舎建設基金繰入金と地方債を発行したため35.9パーセントと低くなっています。また、平成18年度は、あるきたくなる街あきる野整備事業や中央図書館建設事業などにより、地方債の構成比が伸びたため37.7パーセントと低くなっていますが、平成19年度は、所得税からの税源移譲により48.4パーセントと高くなっています。

地方交付税の構成比は、平成11年度の19.7パーセントをピークに下降し、平成19年度は10.8パーセントとなり、ピーク時と比較して8.9ポイントの減となっています。これは、平成13年度から普通交付税における臨時財政対策債への振替措置が行われていることや、「三位一体の改革」による総額の抑制などにより、交付額が減少してきているためです。

地方債の構成比は、平成12年度は新庁舎建設事業債の発行、平成18年度はあるきたくなる街あきる野整備事業債や中央図書館建設事業債等の発行により高くなりましたが、新市建設計画の完了に伴い、平成19年度は3.6パーセントになっています。

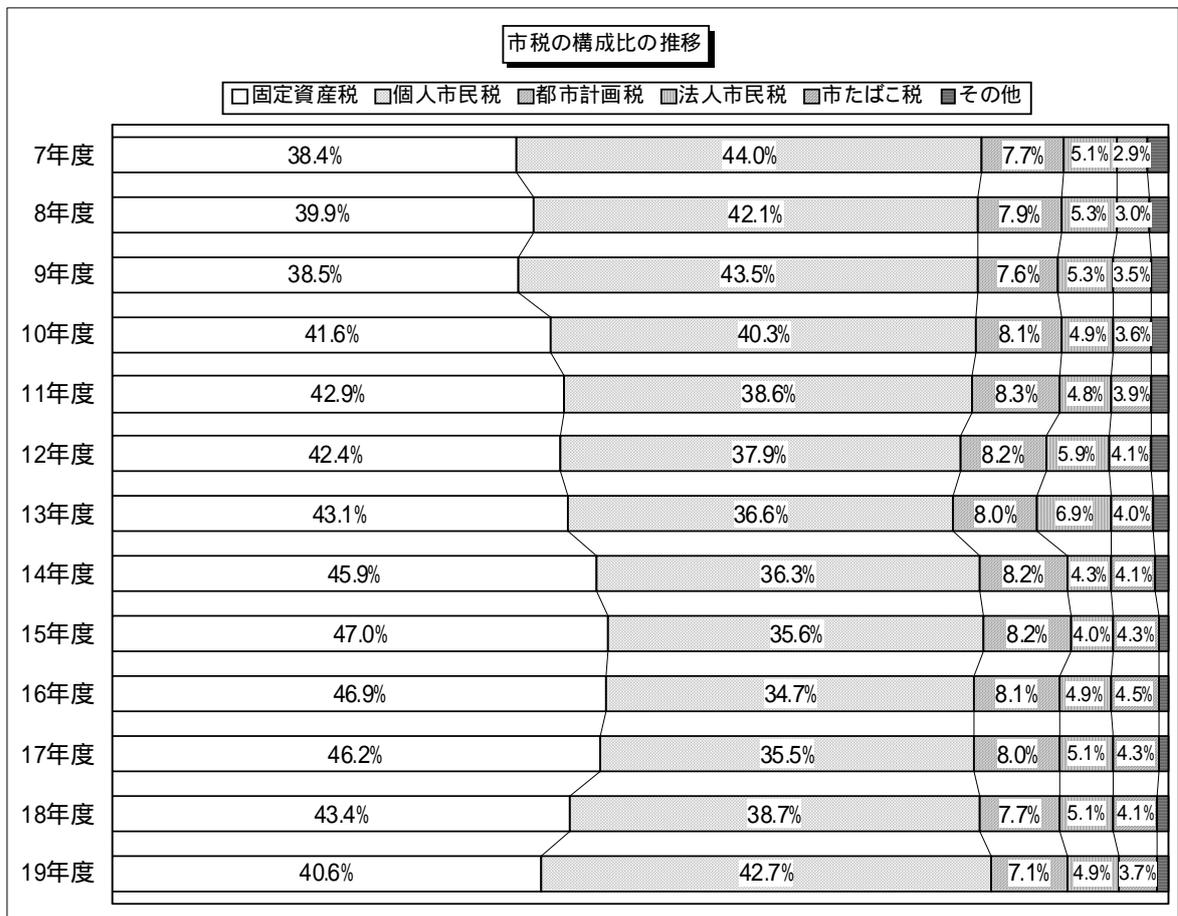
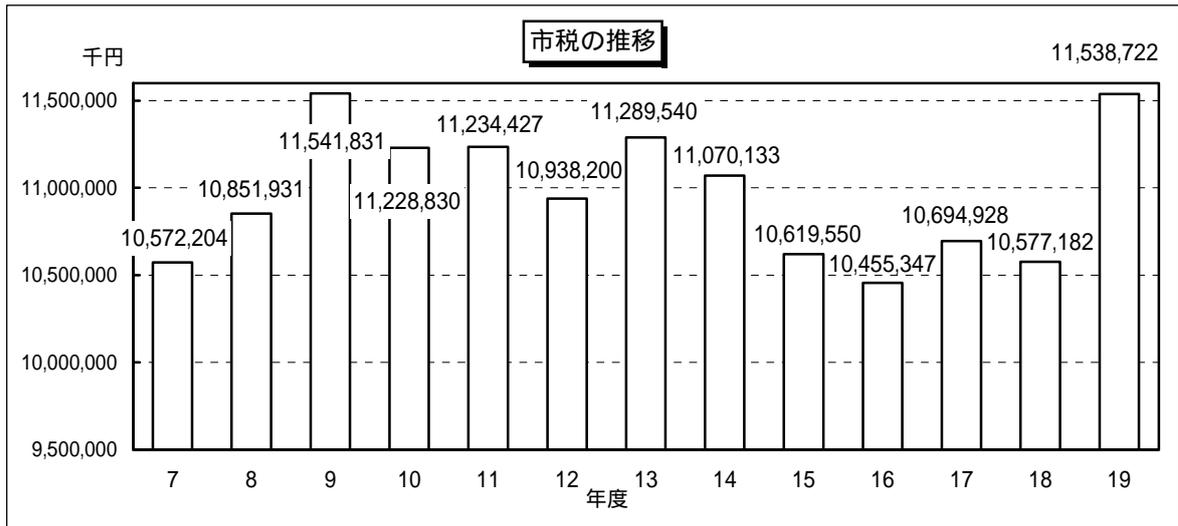
歳入決算額の構成比の推移

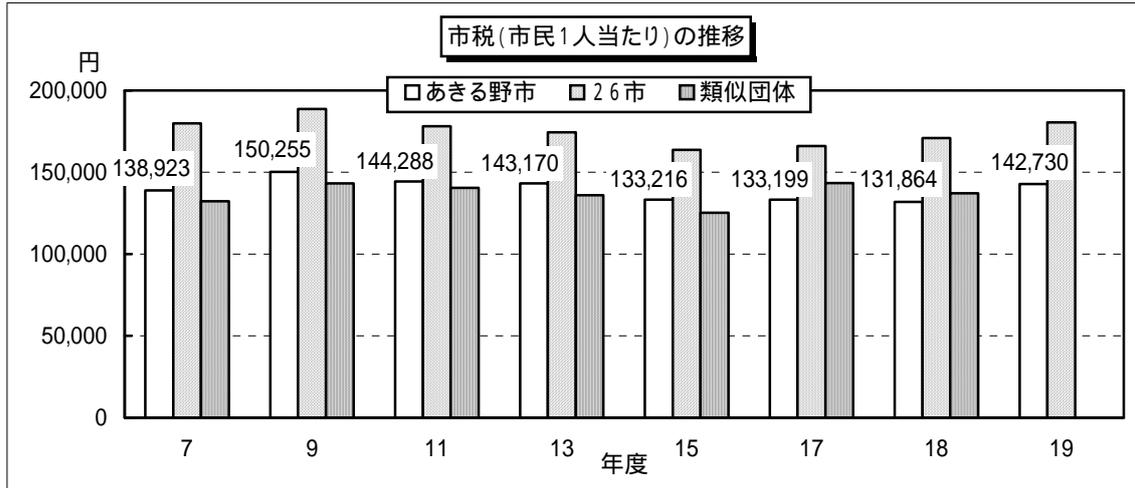
□市税 □地方交付税 □地方債 □都支出金 □国庫支出金 □繰入金 □諸収入 □その他



2 市税

歳入の根幹を成す市税は、平成9年度をピークに景気低迷の影響や政策減税の影響などにより、年度によって変動があるものの減収傾向にあります。平成19年度は、「三位一体の改革」に伴う税源移譲の影響などにより増収となりました。また、市税の構成としては、個人市民税と固定資産税が中心であり、この2税で約8割を占めています。





市税(市民1人当たり)の推移

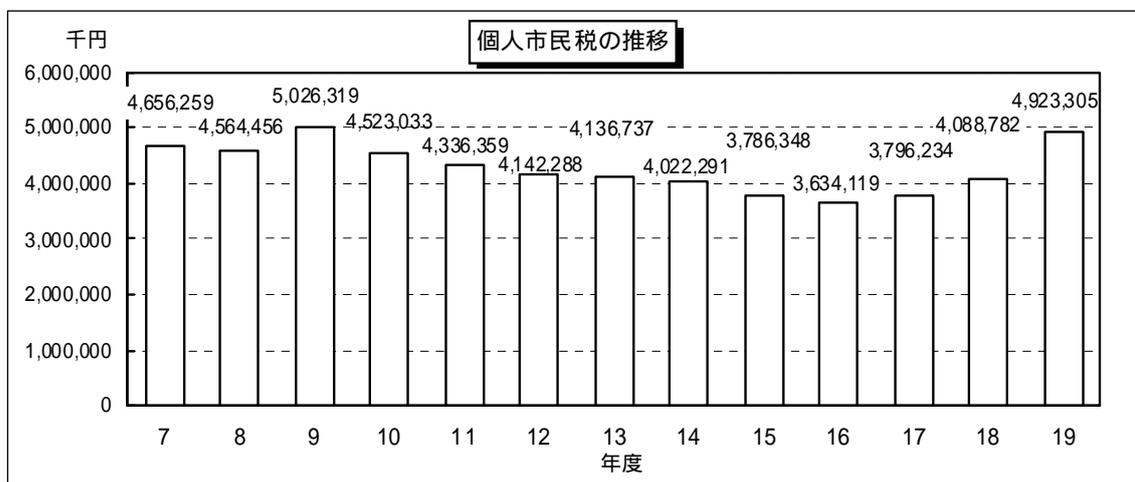
(単位:円)

区分	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度	12年度	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度
あきる野市	138,923	141,863	150,255	145,513	144,288	139,464	143,170	139,378	133,216	130,847	133,199	131,864	142,730
26市	179,790	182,970	188,607	182,924	178,192	173,321	174,510	169,601	163,667	162,010	165,932	170,901	180,414
類似団体	132,266	138,853	143,070	139,916	140,432	137,000	135,916	133,455	125,270	125,127	143,446	137,063	-

市民1人当たりの市税は、平成19年度は142,730円で、26市では低いほうから3番目となっています。また、類似団体と比較すると、平成17年度から当市が低くなっています。

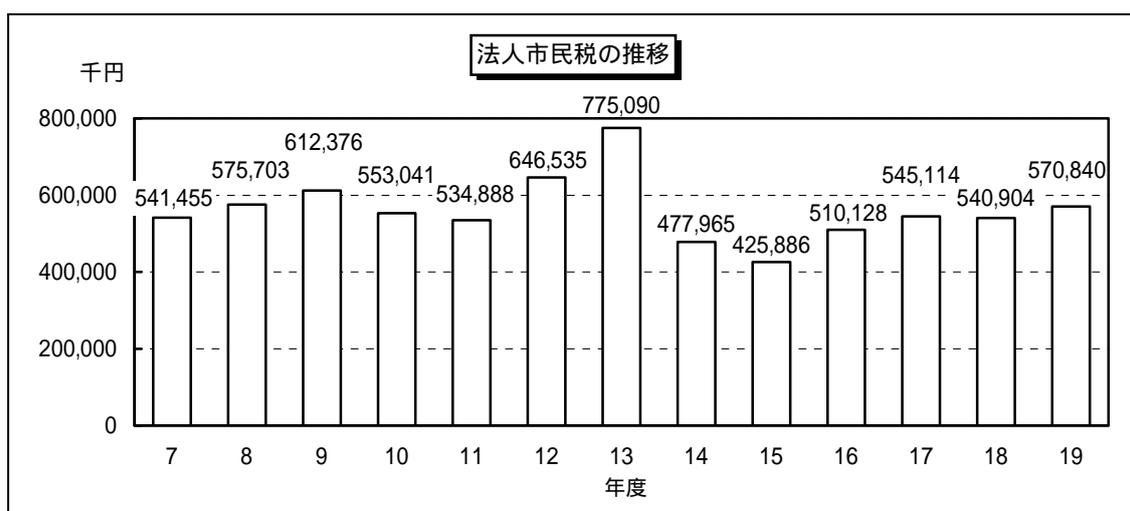
(1) 個人市民税

個人市民税は、平成10年度以降、減収が続きましたが、平成17年度以降、増収に転じています。これは、税制改正により、平成17年度は配偶者への均等割課税や配偶者特別控除の廃止などがあり、平成18年度は定率減税の段階的縮減や老年者控除の廃止があり、平成19年度は「三位一体の改革」に伴う税源移譲が実施されたことによるものです。



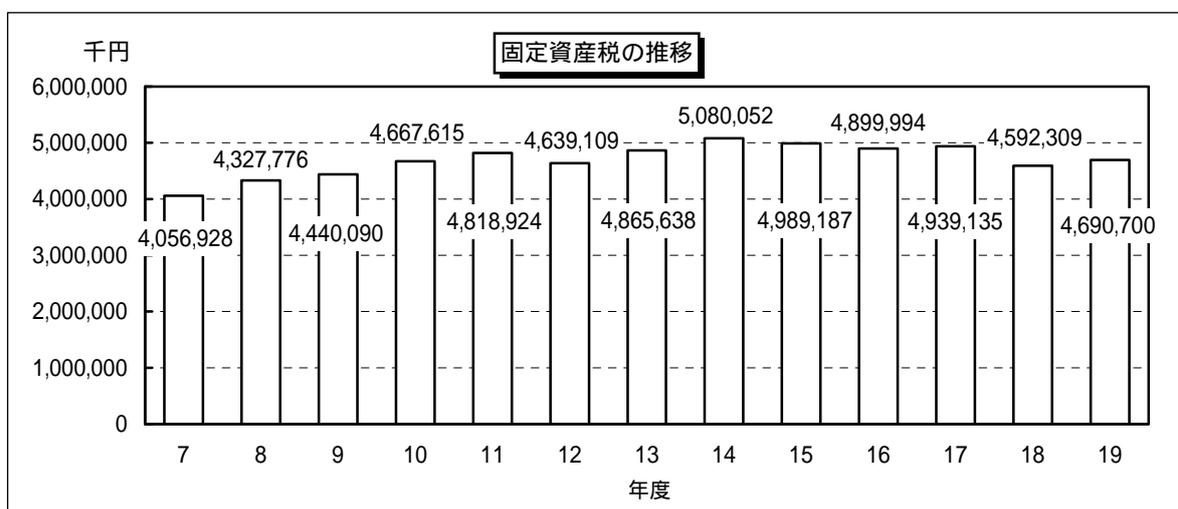
(2) 法人市民税

法人市民税は、平成 1 2 年度と平成 1 3 年度は企業進出や法人所得の伸びにより増収となりましたが、平成 1 4 年度は電気機器・精密機器の法人の事業不振や事業所の閉鎖などにより、前年度に対して約 3 億円の減収となりました。平成 1 6 年度以降、景気の持ち直しや大規模事業所の業績好転などにより増収傾向となっています。



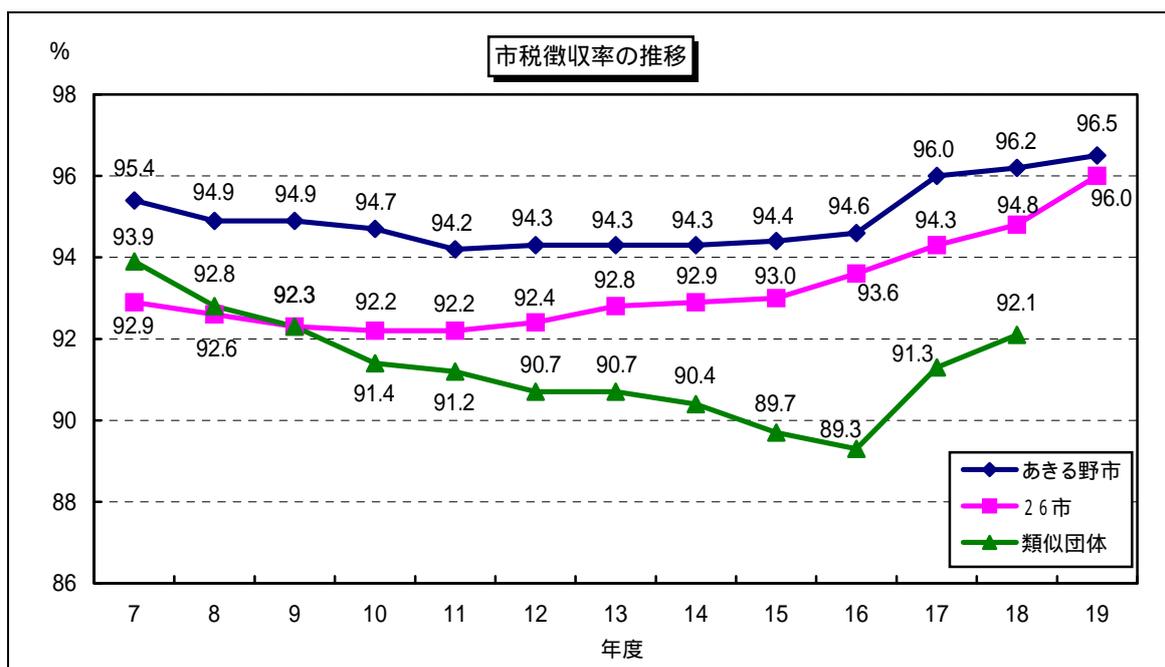
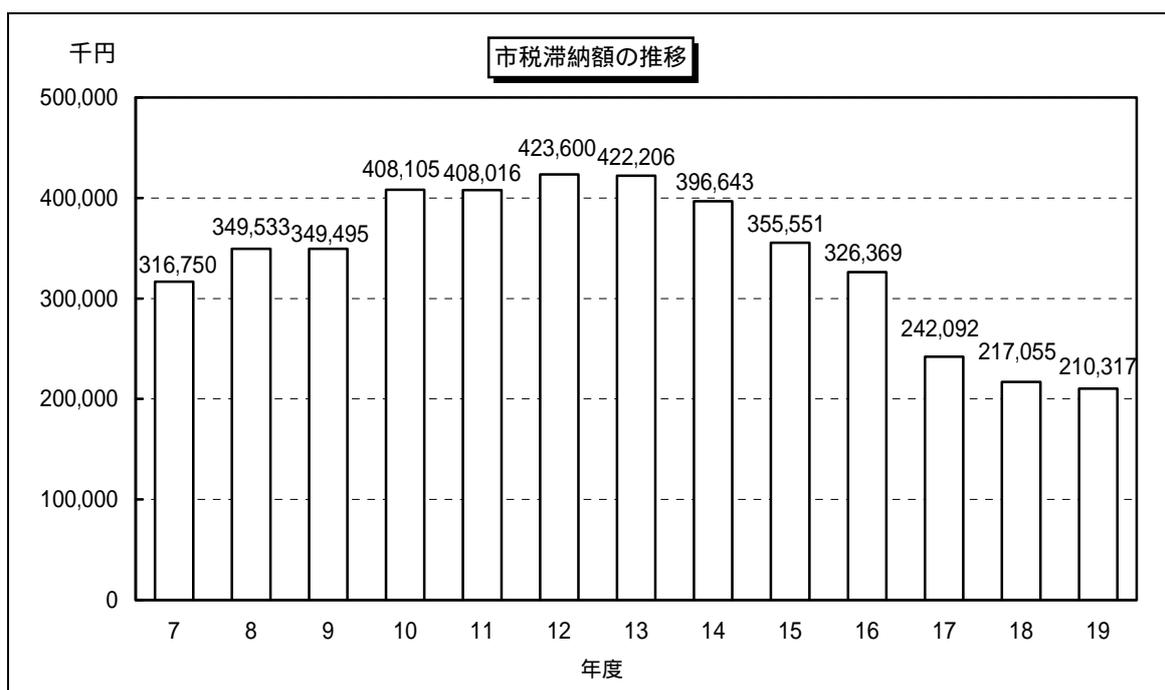
(3) 固定資産税

固定資産税は、土地、家屋及び償却資産に対して課税されます。平成 7 年度以降、新增築家屋の増や企業進出による償却資産の増により増収傾向にありましたが、平成 1 4 年度から平成 1 7 年度までは横ばいで推移し、平成 1 8 年度は評価替えの影響により大幅な減収となりました。



(4) 市税滞納額と徴収率

市税の滞納額は、平成12年度をピークに減少しており、徴収率についても26市や類似団体と比較すると高い水準で推移しています。徴収率の向上は、収入の確保や納税者の負担の公平性からも重要であることから、広報などを活用した納税に対する啓発、口座振替の推進や土曜開庁などを利用した納税窓口の開設などを実施するとともに、催告状の早期の送付や差押え処分の実施など、徴収体制の強化に努めています。

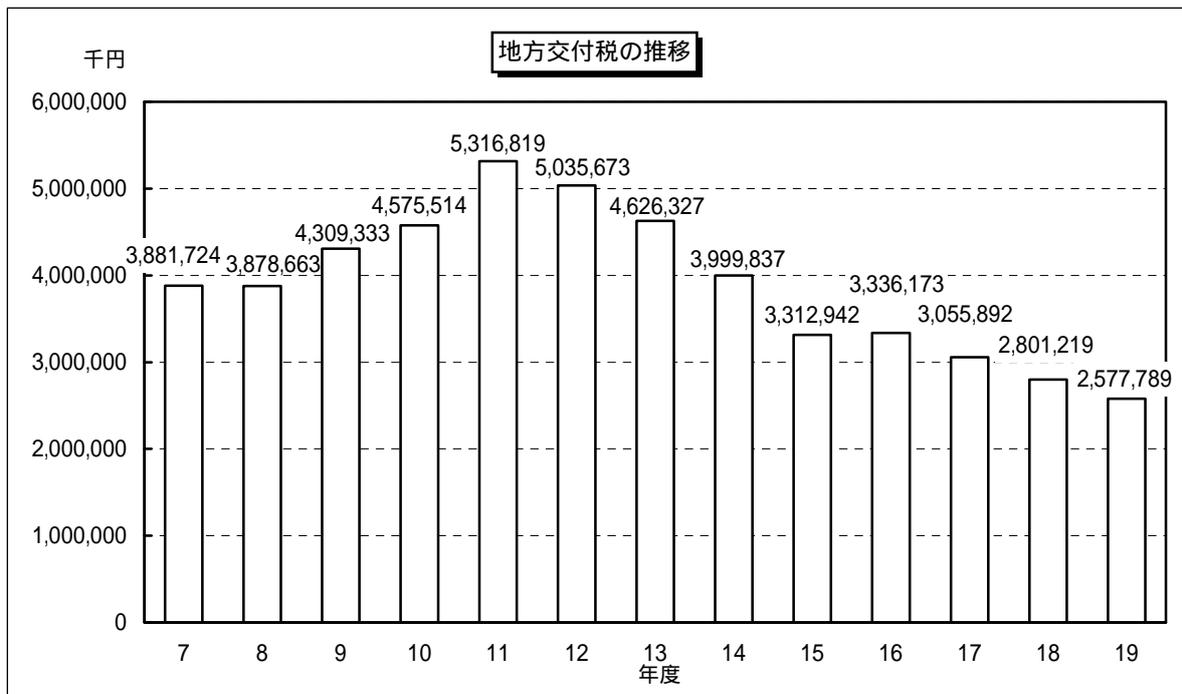


3 地方交付税

地方交付税は、地方公共団体間の財源の不均衡を調整し、どの地域に住む住民にも標準的な行政サービスや基本的な社会資本が提供できるように財源を保障する制度です。

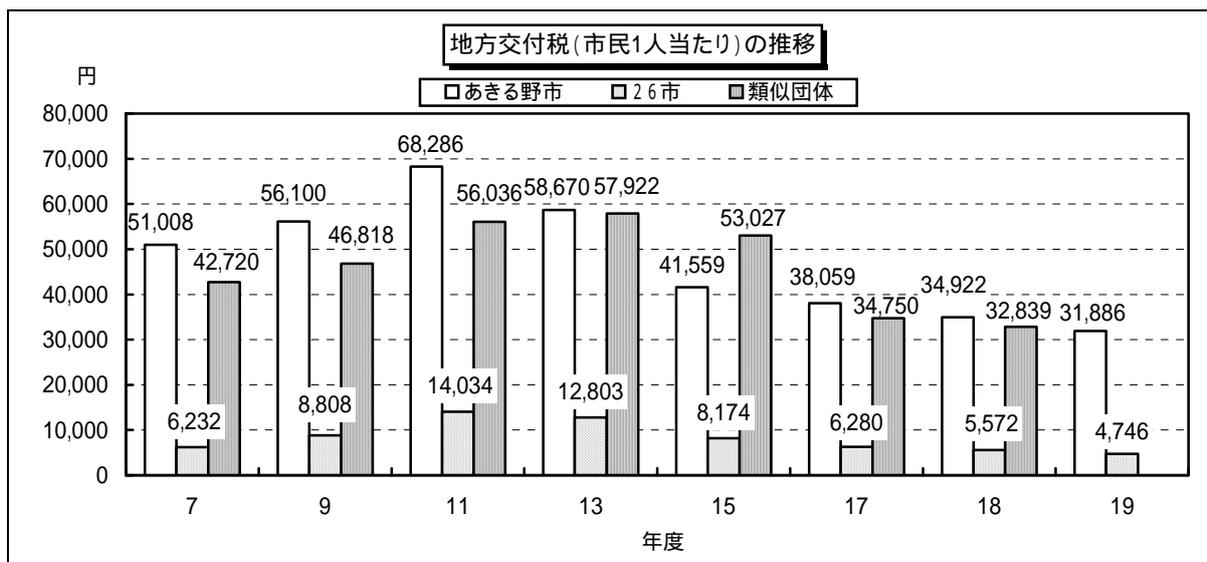
本来、地方自治の観点からは、行政活動に必要な財源は、それぞれの地方公共団体がその住民から徴収した地方税で賄うのが理想ですが、税収入のアンバランスがあり、多くの地方公共団体が必要な税収を確保できません。そこで、本来、地方の税収入とすべき財源を国が地方に代わって徴収し、財政力の弱い地方公共団体に対して地方交付税として再配分しています。

地方交付税の大半は、普通交付税（94パーセント）で、残りが特別交付税（6パーセント）です。特別交付税は、災害や地域固有の特殊な財政事情などの特別な財政需要に対して配分されます。



地方交付税は、平成11年度をピークに減少しており、特に、平成13年度から臨時財政対策債が創設され、普通交付税から臨時財政対策債への振替措置が講じられているため、減少額が大きくなっています。

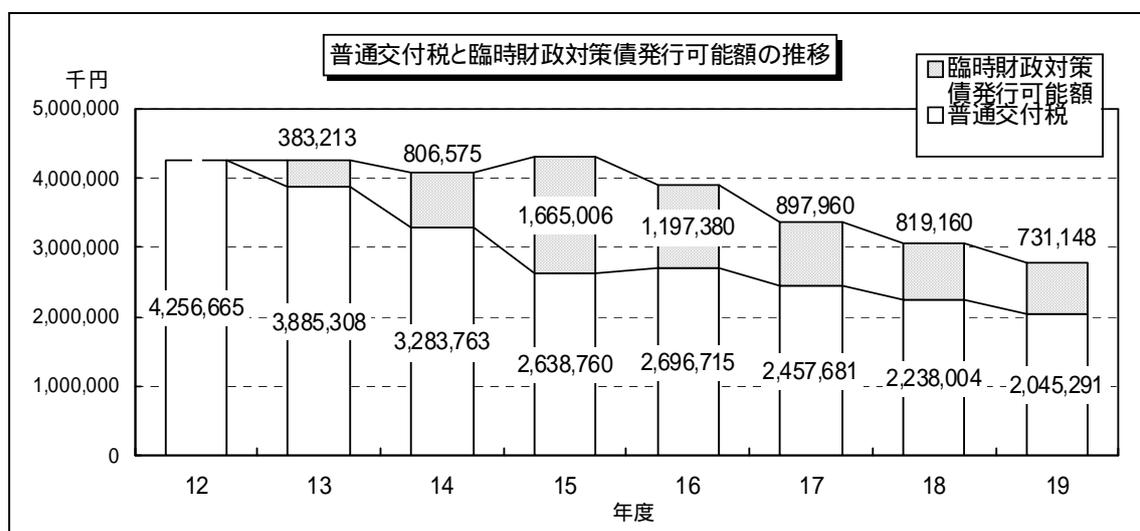
当市の市民1人当たりの地方交付税は、平成14年度以降、類似団体より低く推移していましたが、平成17年度からは類似団体を上回っています。また、平成19年度の当市の市民1人当たりの地方交付税は31,886円で、26市では高いほうから3番目となっています。



(1) 普通交付税と臨時財政対策債

臨時財政対策債は、国の地方財政対策において、地方交付税の原資となる国税収入の減収に伴う地方財源の不足に対処するため、従来の交付税特別会計借入金による方式に代えて、平成13年度以降、時限法により特例債として発行されているもので、算定された発行可能額がそのまま基準財政需要額から振り替えられるため、普通交付税が減少することとなります。臨時財政対策債発行可能額は、平成13年度から平成15年度までは増加していましたが、平成16年度以降減少しており、また、普通交付税は、平成17年度以降減少しています。これは、国の「三位一体の改革」による交付税の総額の抑制と合併算定替の縮減額が増加したことなどによるものです。

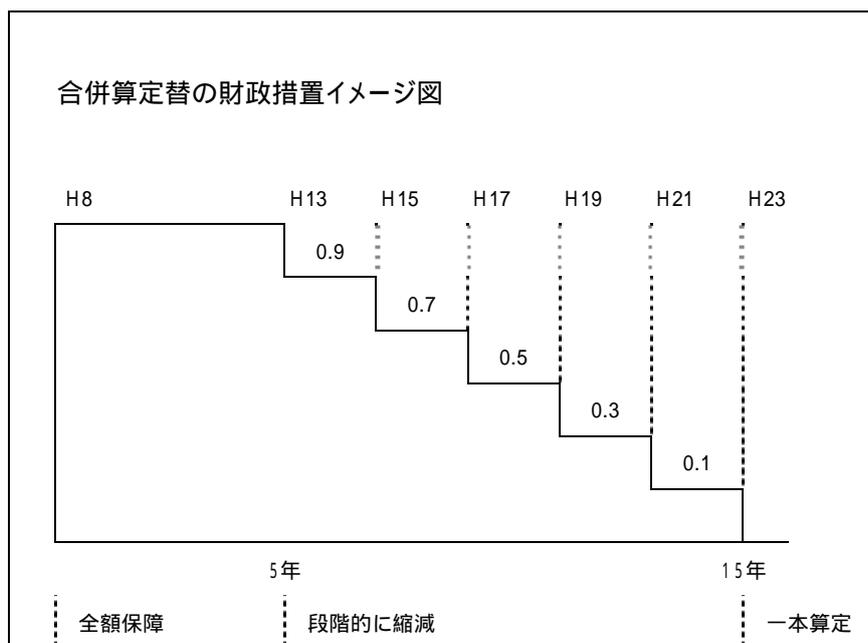
なお、臨時財政対策債の元利償還金相当額については、翌年度以降の普通交付税の算定において基準財政需要額に全額算入されます。



(2) 合併算定替

合併算定替とは、合併関係市町村に係る普通交付税の算定方法の特例で、合併後の一定期間に限って、普通交付税の額が合併前の状態における額より減少しないようにするための特別な算定方法です。すなわち、合併による経費の節減効果は、直ちに生まれるものばかりではないため、合併によって交付税上の不利益を受けないよう、激変緩和措置が講じられています。

当市の場合、平成 1 2 年度をもって地方交付税の額の算定の特例による 5 年間の全額保障期間が終了し、平成 1 3 年度から 1 0 年間の段階的縮減期間に入っています。そのため、平成 1 3 年度と平成 1 4 年度は縮減率が 1 0 パーセント、平成 1 5 年度と平成 1 6 年度は縮減率が 3 0 パーセント、平成 1 7 年度と平成 1 8 年度は縮減率が 5 0 パーセント、平成 1 9 年度は縮減率が 7 0 パーセントとなっています。平成 2 0 年度以降も段階的に引き下げられて、平成 2 3 年度には、あきる野市としての一本算定となります。



普通交付税合併算定替の縮減額

(単位 : 千円)

区 分	13 年度	14 年度	15 年度	16 年度	17 年度	18 年度	19 年度
縮減額	80,407	73,844	182,469	175,515	294,875	295,304	428,984

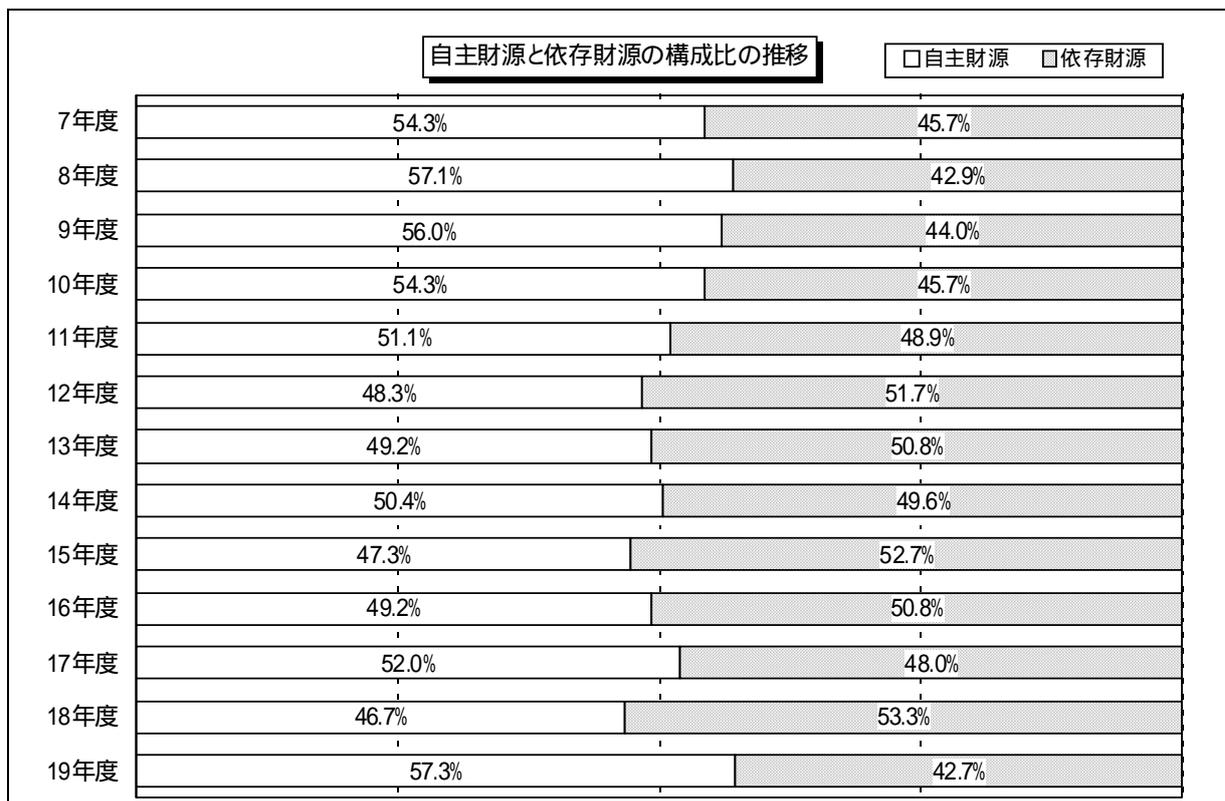
国と地方の税財政を見直す「三位一体の改革」により、地方財政計画の歳出の計画的な見直しを通じて交付税総額が抑制されており、臨時財政対策債を含めた交付額が大幅に削減されるなど、合併算定替の縮減が進む中で、地方交付税に多くを依存している当市にとって厳しい財政状況が続いています。

4 自主財源と依存財源

自主財源とは、地方公共団体が自主的に収入し得る財源で、市税、分担金及び負担金、使用料及び手数料、財産収入などがこれに当たります。歳入に占める自主財源の割合が高いほど、その団体の財政運営の自主性と安定性が確保できることになります。

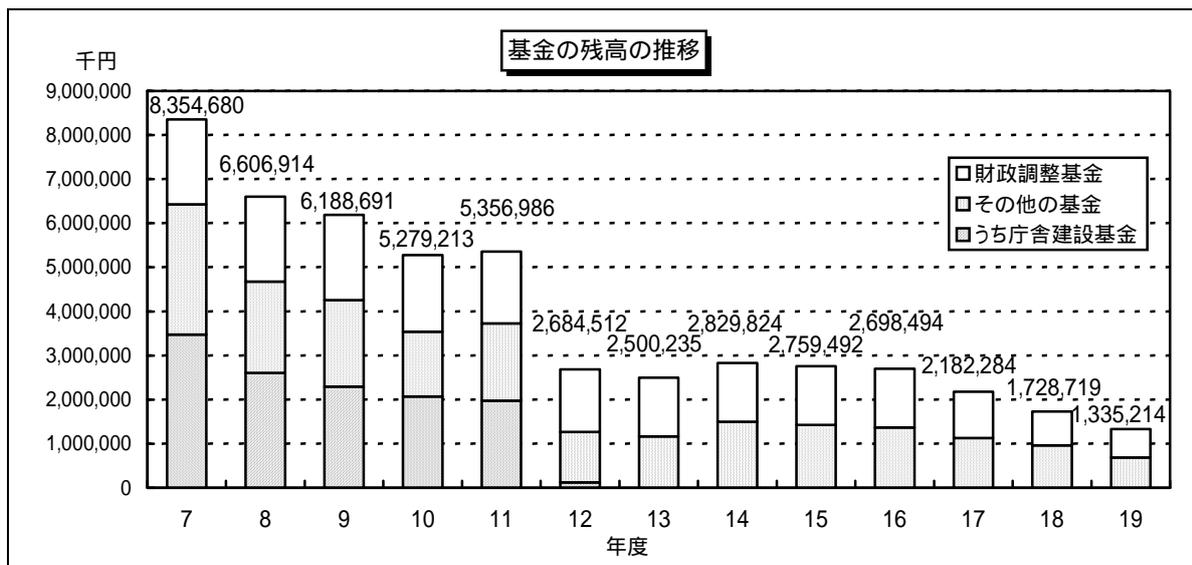
平成11年度までは、自主財源の割合が依存財源の割合よりも高くなっていましたが、平成12年度以降、自主財源の割合が依存財源の割合よりも低い年度が多くなっています。これは、新庁舎建設事業などの合併市町村まちづくり推進事業や市営住宅建設、学校大規模改造事業などの実施に伴い、投資的経費が大きく伸びた年度においては、その財源を国・都支出金と地方債を中心に賄うため、自主財源である市税などの構成割合が低くなるためです。

平成19年度は、所得税から市民税への税源移譲や地方債の発行抑制などにより、自主財源の割合が高くなっています。



5 基金の残高

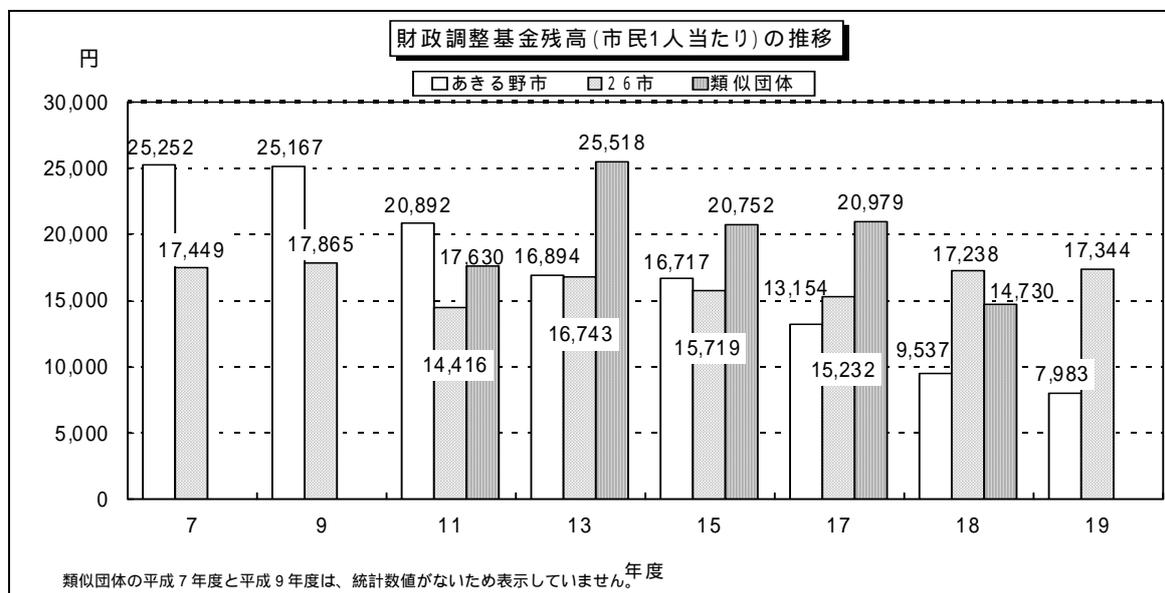
当市は、年度間の財源調整を図るための財政調整基金や特定の事業に充てるための特定目的基金など、15の基金を設置していましたが、基金の有効活用の観点から、平成15年度に8つの基金に整理統合しました。



基金の残高の推移 (過去5年間)

(単位: 千円)

区分	7年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度
財政調整基金	1,921,667	1,332,623	1,332,664	1,056,174	764,991	645,359
その他の基金	6,433,013	1,426,869	1,365,830	1,126,110	963,728	689,855
うち庁舎建設基金	3,472,147	-	-	-	-	-
基金の残高	8,354,680	2,759,492	2,698,494	2,182,284	1,728,719	1,335,214



基金残高の総額は、平成7年度末では83億5,468万円(うち庁舎建設基金34億7,214万7千円)となっていました。

しかし、厳しい財政状況の下、計画的な施策展開を図る中で、市税収入の低迷などによる歳入不足を補うためその活用を図った結果、平成19年度末の基金の残高は

13億3,521万4千円となり、平成7年度の約16パーセントに減少しています。

また、財源調整として使用できる財政調整基金は、平成19年度末では6億4,535万9千円となっており、平成7年度の約34パーセントに減少しています。

なお、特定目的基金のうち庁舎建設基金は、新庁舎の完成に伴い平成14年3月31日に廃止となっています。

当市の市民1人当たりの財政調整基金の残高は、平成13年度までは26市と比較して高く推移してきましたが、平成17年度からは低くなり、平成19年度は26市の17,344円に対し、当市が7,983円となっています。

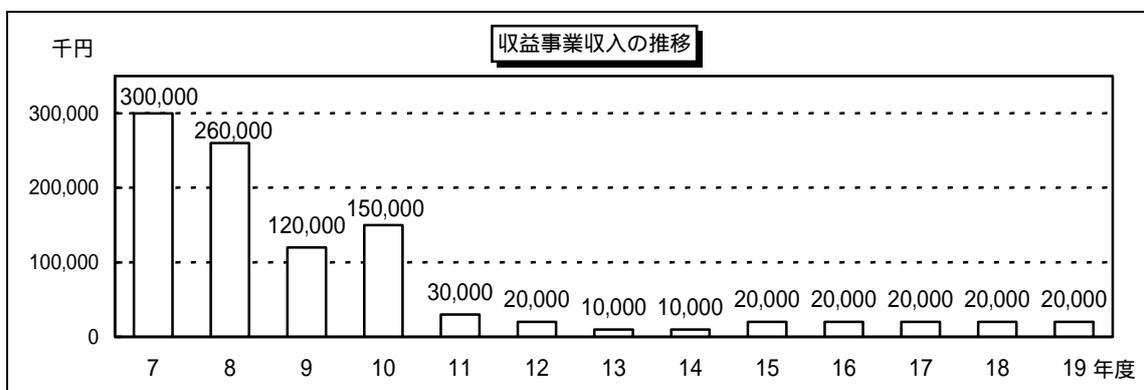
6 収益事業収入

東京都三市収益事業組合が江戸川区で行っている競艇事業からの収益事業収入は、バブル最盛期の平成3年度には15億円の収入があり、当市の財政運営に大きく貢献してきました。

収益事業収入は、義務教育施設や都市基盤の整備などいわゆるハード事業に活用されてきました。本来であれば、公共施設の建設は、市税などの一般財源を充てますが、競艇事業からの収益事業収入の活用により、一般財源は、福祉や文化・教育などの市民サービスに充てることができました。

しかし、バブル崩壊後、競艇事業の売上は大幅に落ち込み、収益事業収入は激減しました。三市収益事業組合では、運営方法の改善や従事員の削減、三連勝単式投票法の導入などの取組とともに、経営改善による損益分岐点の見直しを行うなど、収益の改善に向けた努力を続けており、さらに、平成16年度以降、日照時間の長い夏場を利用し、開催時間を繰り下げたサマータイムで開催するなど、引き続き経営の改善に努めています。

また、施行者として、江戸川をはじめとする全国の競艇場の舟券を発売するポートピア習志野を平成18年9月27日に開設し、都心から最も近い場外舟券発売場として利用され、収益の向上に貢献しています。



歳出の状況

1 性質別経費の推移

地方公共団体の経費は、その経済的な性質によって、義務的経費、投資的経費及びその他の経費に分けられます。

性質別経費の推移

(単位：千円)

区 分	7年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度
義務的経費 A	9,508,418	10,970,286	11,155,377	11,387,570	11,745,885	12,165,981
人件費	5,070,851	4,845,476	4,754,728	4,668,942	4,652,932	4,586,710
扶助費	2,651,084	4,055,821	4,332,198	4,506,033	4,727,940	4,983,534
公債費	1,786,483	2,068,989	2,068,451	2,212,595	2,365,013	2,595,737
投資的経費	6,403,317	4,320,108	3,178,333	2,462,378	5,330,702	827,191
その他の経費	10,735,821	10,957,240	11,209,244	11,090,385	10,551,259	10,535,377
物件費	3,818,413	3,758,084	4,067,951	4,043,769	3,715,570	3,799,907
維持補修費	136,049	89,409	91,023	96,582	79,829	73,771
補助費等	4,201,638	3,625,385	3,637,670	3,774,656	3,743,730	3,705,833
繰出金	2,375,858	3,327,454	3,385,745	3,148,707	2,937,912	2,929,442
その他	203,863	156,908	26,855	26,671	74,218	26,424
歳出総額 B	26,647,556	26,247,634	25,542,954	24,940,333	27,627,846	23,528,549
A / B	35.7%	41.8%	43.7%	45.7%	42.5%	51.7%

A / B は、歳出総額に占める義務的経費の割合

義務的経費は、その支出が義務付けられ、任意に削減できない経費で、職員の給与などの人件費、生活保護費などの扶助費及び市債の元利償還などの公債費です。

投資的経費は、道路、学校及び各種公共施設の用地の取得や建設事業などの社会資本の整備に要する経費です。

その他の経費としては、物件費、維持補修費、補助費等、繰出金などがあります。

義務的経費は、その性格上、伸びを抑えることが極めて難しい経費ですが、歳出総額に占める義務的経費の割合が高いと、財政構造は弾力性が乏しくなり、市が自主的な事業を行うことが難しくなります。

歳出総額に占める義務的経費の割合は、平成7年度はあきる野ルピア、平成18年度はあるきたくなる街あきる野整備事業や中央図書館などの建設事業があり、投資的経費が大きかったために義務的経費の割合が低くなっています。近年は、扶助費や公債費の増加などにより、義務的経費の割合が伸び、平成19年度は51.7パーセントに上がっています。

歳出(性質別)構成比の推移

□人件費 □扶助費 □公債費 □投資的経費 □物件費 □補助費等 □繰出金 □その他

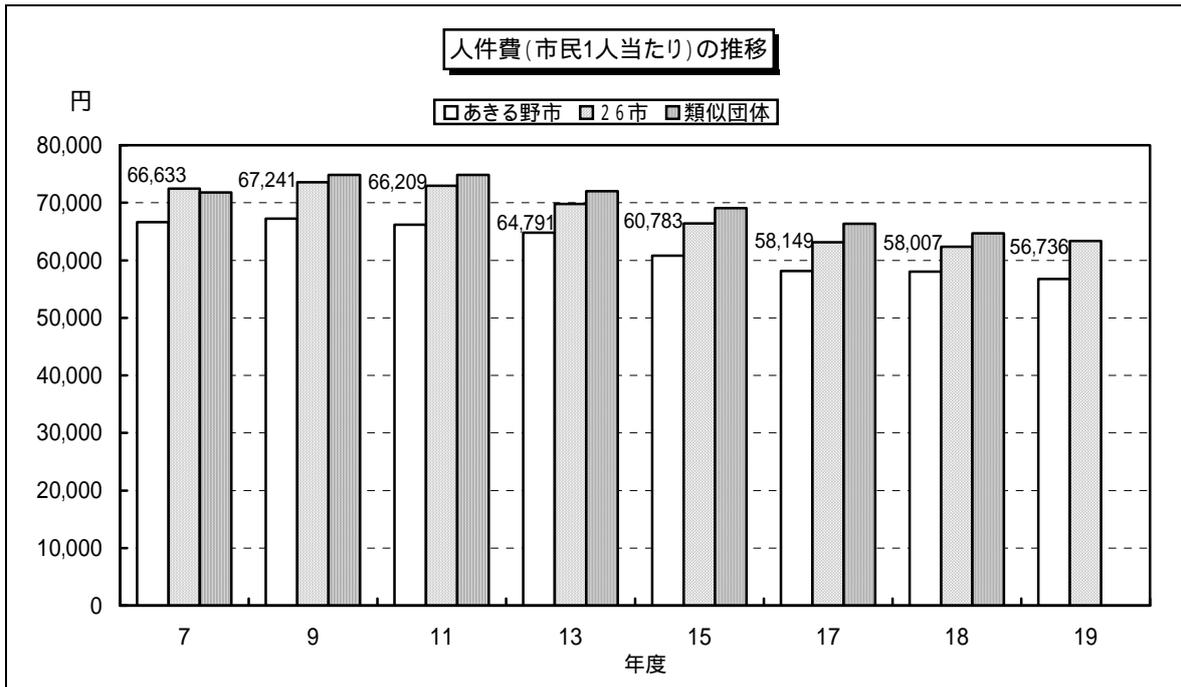
7年度	19.0%	10.0%	6.7%	24.0%	14.3%	15.8%	8.9%
8年度	20.2%	11.9%	7.3%	20.4%	13.9%	15.0%	10.6%
9年度	21.2%	13.4%	8.1%	16.0%	15.0%	15.5%	10.2%
10年度	20.5%	13.8%	8.6%	16.1%	14.1%	15.1%	10.4%
11年度	19.4%	13.9%	7.8%	15.7%	14.3%	15.6%	10.6%
12年度	17.0%	10.4%	6.5%	29.0%	12.1%	13.9%	9.9%
13年度	19.6%	12.6%	7.4%	18.0%	14.5%	14.6%	12.2%
14年度	20.0%	14.2%	8.2%	13.5%	15.0%	14.5%	12.5%
15年度	18.5%	15.4%	7.9%	16.5%	14.3%	13.8%	12.7%
16年度	18.6%	17.0%	8.1%	12.4%	15.9%	14.2%	13.3%
17年度	18.7%	18.1%	8.9%	9.9%	16.2%	15.1%	12.6%
18年度	16.8%	17.1%	8.6%	19.3%	13.4%	13.6%	10.6%
19年度	19.5%	21.2%	11.0%	3.5%	16.1%	15.8%	12.5%

2 人件費

人件費は、職員給、地方公務員共済組合等負担金、退職手当組合負担金、委員等報酬、議員報酬手当等から構成されています。

人件費の構成比は、平成19年度は投資的経費の減少により割合が高くなっていますが、全体的には、平成10年度をピークに若干の変動はあるものの減少しています。

平成19年度の人件費は45億8,671万円、平成7年度と比較して4億8,414万1千円、率で9.5パーセントの減となっています。



人件費(市民1人当たり)の推移 (単位：円)

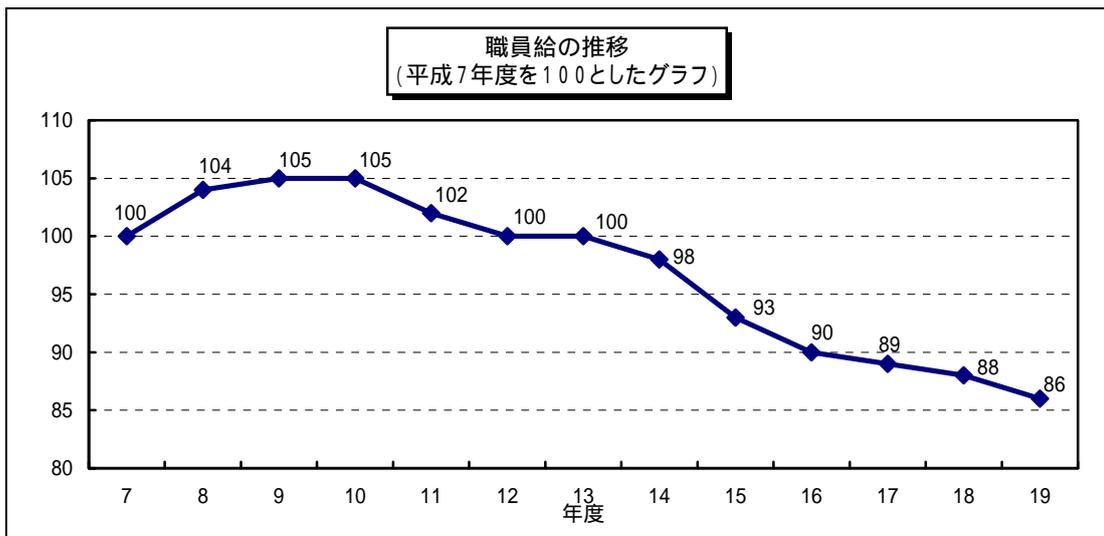
区分	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度	12年度	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度
あきる野市	66,633	67,643	67,241	67,308	66,209	65,043	64,791	63,583	60,783	59,505	58,149	58,007	56,736
26市	72,434	72,747	73,592	72,786	72,973	71,733	69,768	67,849	66,431	64,428	63,109	62,345	63,348
類似団体	71,815	72,406	74,831	75,193	74,845	73,632	72,036	69,899	69,077	67,660	66,355	64,710	-

市民1人当たりの人件費は、平成8年度をピークに減少傾向にあり、26市や類似団体と比較して、いずれの年度も当市が低くなっています。平成19年度の市民1人当たりの人件費は56,736円で、26市では低いほうから4番目となっています。

(1) 職員給

職員給は、職員の給料、地域手当、期末勤勉手当などの諸手当を合わせたものです。

平成7年度の職員給を100とした場合、平成19年度は86まで下がっています。また、職員給のピークは平成9年度で38億4,013万4千円でしたが、平成19年度は職員数の減などにより31億5,576万6千円となり、平成9年度と比較して6億8,436万8千円、率で17.8パーセントの減となっています。

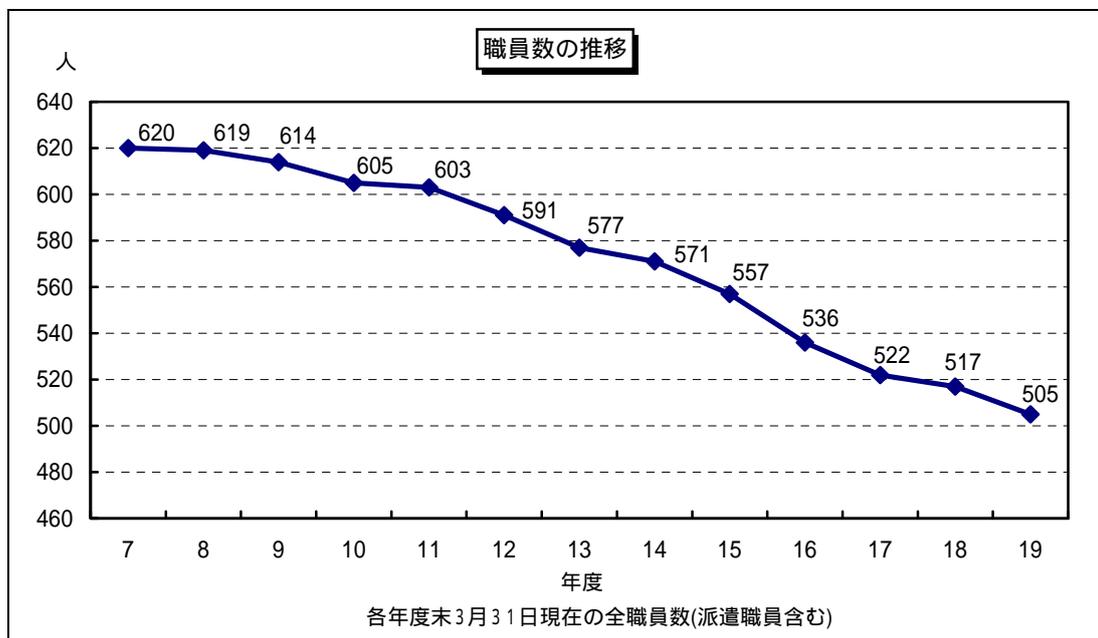


職員給の推移

(単位：千円)

区 分	7 年度	15 年度	16 年度	17 年度	18 年度	19 年度
職 員 給	3,665,405	3,398,350	3,314,616	3,279,137	3,208,413	3,155,766
指 数	100	93	90	89	88	86

(2) 職員数



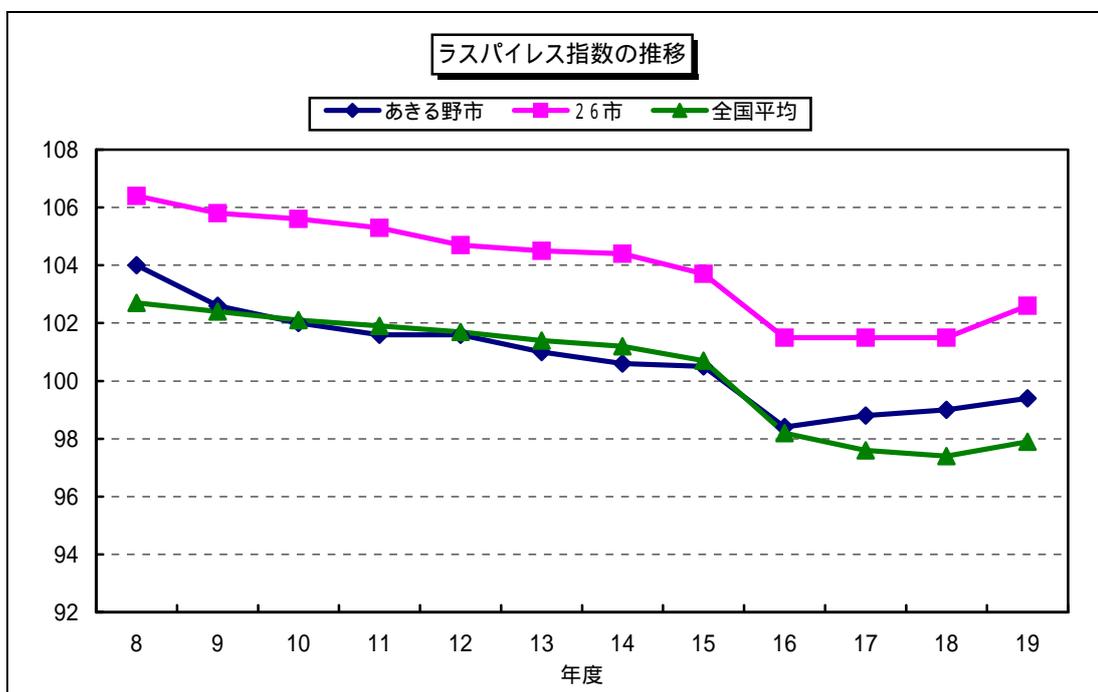
職員数は、平成7年度は620人でしたが、「職員定員管理計画」などに基づく退職者の不補充などにより、平成19年度は505人となり、12年間で115人の削減が図られ、行政改革の効果が現れているといえます。

(3) ラスパイレス指数

ラスパイレス指数は、学歴別・経験年数別に分類し、国家公務員の給料を100として、当市の職員の給料と比較したものです。

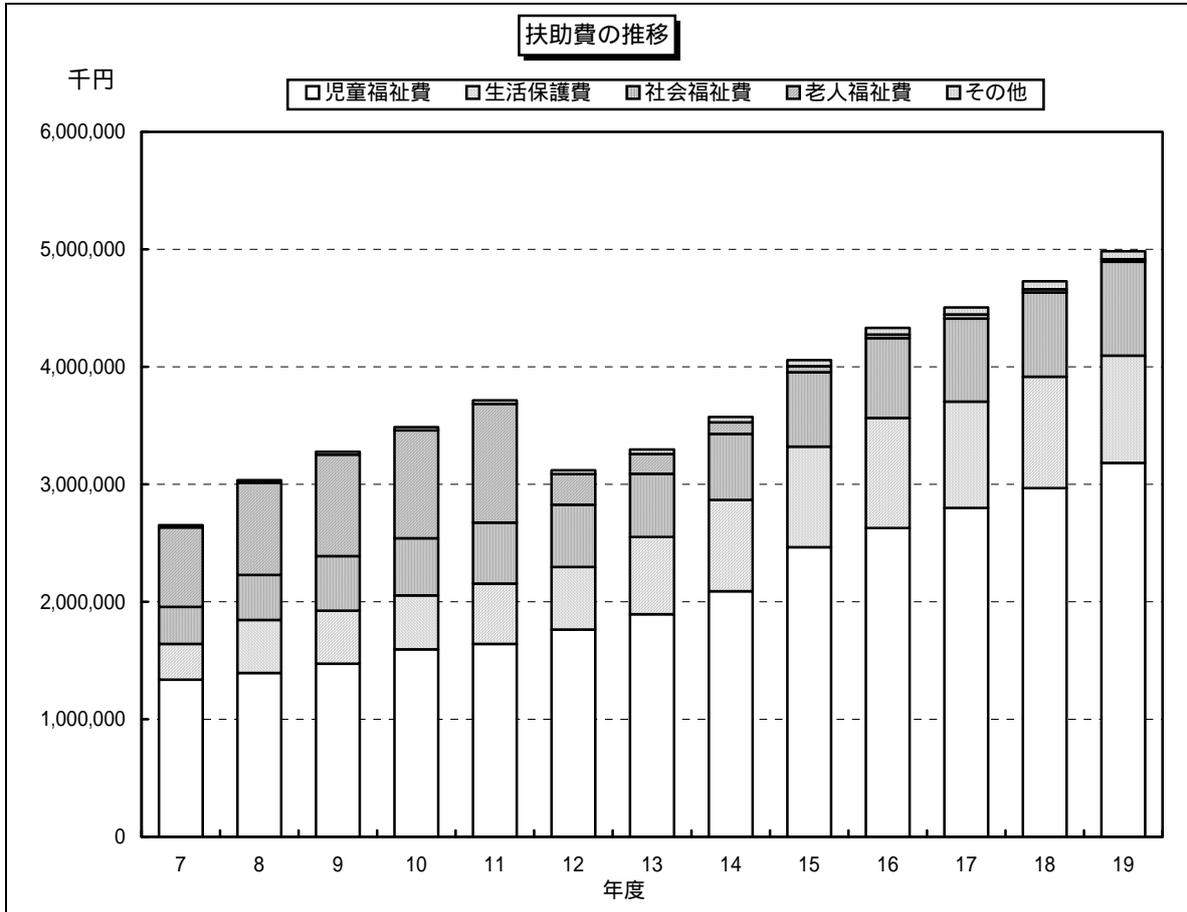
区分	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度	12年度	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度
旧秋川市	104.8	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
旧五日市町	103.4	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
あきる野市	-	104.0	102.6	102.0	101.6	101.6	101.0	100.6	100.5	98.4	98.8	99.0	99.4
26市	-	106.4	105.8	105.6	105.3	104.7	104.5	104.4	103.7	101.5	101.5	101.5	102.6
全国平均	-	102.7	102.4	102.1	101.9	101.7	101.4	101.2	100.7	98.2	97.6	97.4	97.9

当市のラスパイレス指数は、平成8年度以降、緩やかに下降を続け、平成19年度は99.4となりました。26市と比較すると、いずれの年度も当市のラスパイレス指数が低く推移し、全国平均との比較では、平成16年度以降、当市のラスパイレス指数がわずかに高く推移しています。



3 扶助費

扶助費は、児童福祉法、生活保護法、障害者自立支援法などに基づく社会保障制度の一環として対象者にサービスなどを提供するための費用です。

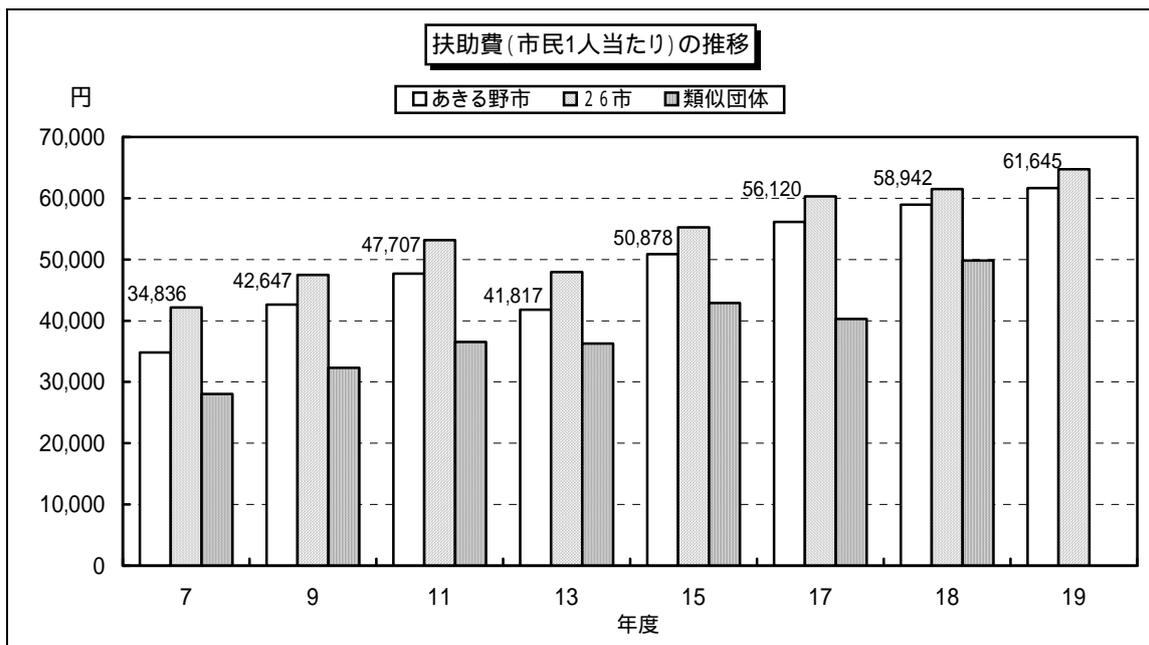


扶助費と財源内訳の推移

(単位：千円)

区分	7年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度
扶助費	2,651,084	4,055,821	4,332,198	4,506,033	4,727,940	4,983,534
社会福祉費	317,111	632,531	678,920	708,269	716,127	798,655
老人福祉費	675,696	51,304	30,202	33,962	28,591	22,884
児童福祉費	1,337,923	2,463,822	2,626,986	2,799,046	2,967,836	3,180,772
生活保護費	302,592	857,719	938,096	903,989	948,212	913,973
その他	17,762	50,445	57,994	60,767	67,174	67,250
財源内訳						
国庫支出金	655,019	1,425,238	1,630,192	1,671,269	1,538,766	1,614,636
都支出金	934,430	1,051,337	1,106,758	1,116,062	1,210,965	1,421,960
その他	327,090	254,672	257,081	286,886	288,838	301,585
一般財源	734,545	1,324,574	1,338,167	1,431,816	1,689,371	1,645,353

扶助費は、平成12年度の介護保険制度の導入により、従来、老人福祉費として支出していた経費が介護保険特別会計への繰出金となったため、一時的に減少しましたが、その後、生活保護費の増加や児童扶養手当支給事務の国からの移管などにより年々増加し、平成19年度決算は49億8,353万4千円となり、平成7年度決算と比較すると約88パーセントの増となっています。また、26市や類似団体の扶助費についても、ほぼ同様に推移しています。



扶助費(市民1人当たり)の推移

(単位：円)

区分	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度	12年度	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度
あきる野市	34,836	39,685	42,647	45,178	47,707	39,792	41,817	44,990	50,878	54,217	56,120	58,942	61,645
26市	42,159	44,967	47,486	50,457	53,167	45,795	47,941	50,993	55,229	58,995	60,296	61,530	64,761
類似団体	28,017	28,293	32,301	34,643	36,555	31,895	36,265	38,975	42,888	44,840	40,280	49,840	-

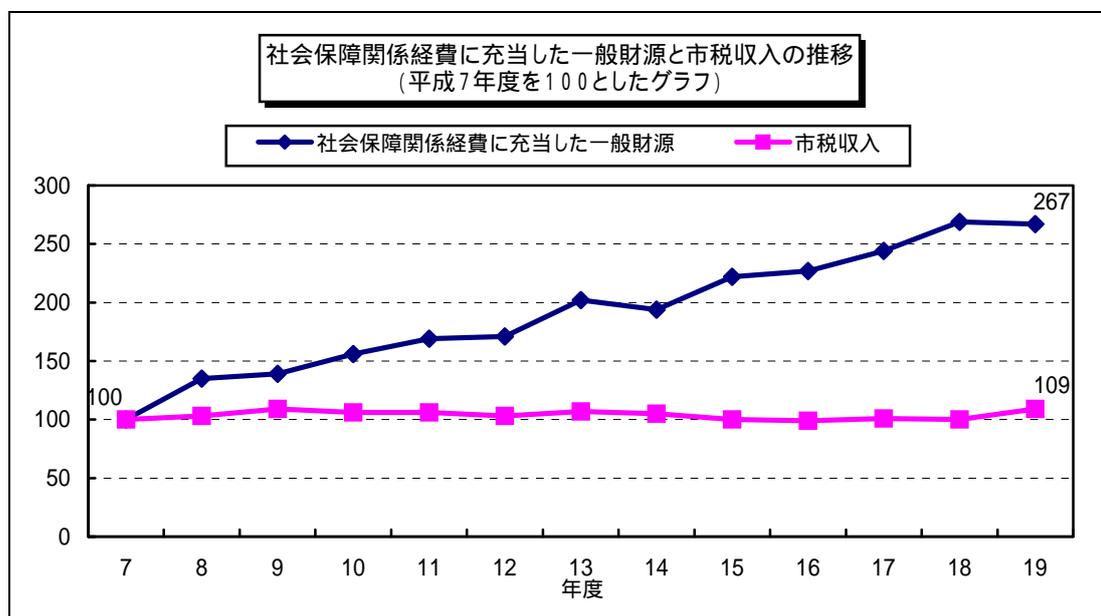
生活保護費や心身障害者福祉費などの扶助費と国民健康保険特別会計や介護保険特別会計などへの繰出金を合わせた社会保障関係経費といわれる分野に充当した一般財源は、平成7年度は12億6,824万7千円でしたが、平成19年度は33億8,493万8千円となり、21億1,669万1千円の増加となっています。

社会保障関係経費に充当した一般財源と市税収入の推移

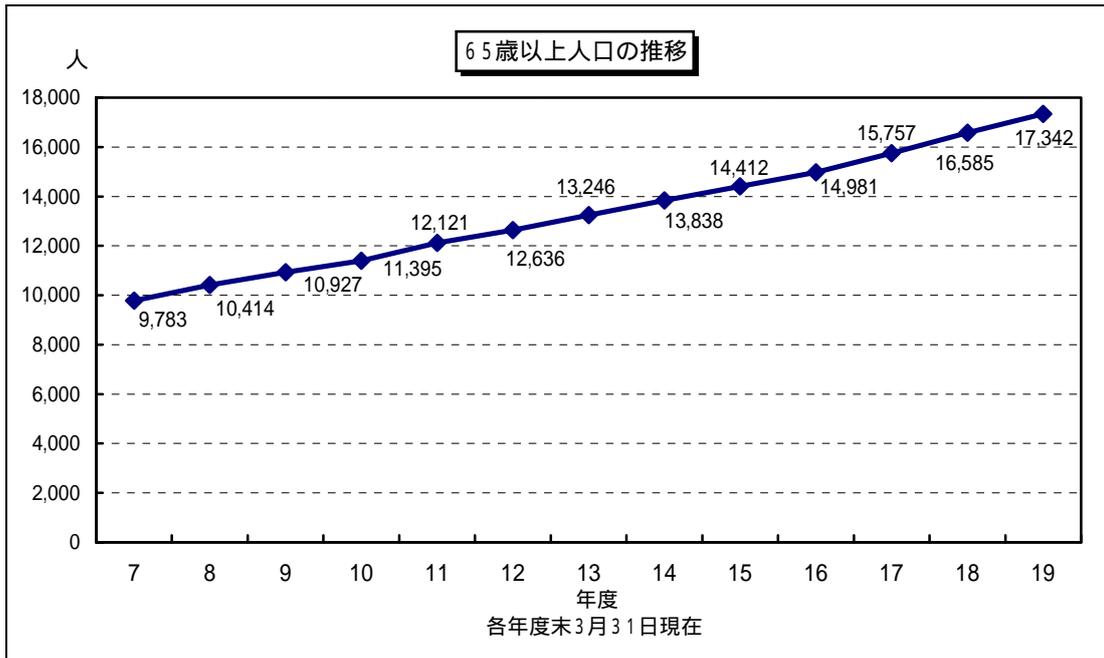
(単位：千円)

区 分	7 年度	15 年度	16 年度	17 年度	18 年度	19 年度
扶 助 費	723,536	1,281,948	1,287,628	1,371,595	1,622,945	1,579,047
社会福祉費	135,451	328,965	287,047	264,291	279,107	260,806
老人福祉費	182,965	26,422	21,623	25,297	24,111	19,996
児童福祉費	356,128	755,587	795,123	900,919	1,135,070	1,112,584
生活保護費	48,992	170,974	183,835	181,088	184,657	185,661
繰 出 金	544,711	1,530,783	1,591,025	1,718,173	1,785,978	1,805,891
国民健康保険特別会計	341,037	767,170	783,336	781,256	848,538	831,085
老人保健特別会計	203,674	313,488	305,107	393,259	355,198	371,512
介護保険特別会計	0	450,125	502,582	543,658	582,242	603,294
社会保障関係経費 +	1,268,247	2,812,731	2,878,653	3,089,768	3,408,923	3,384,938
市 税 収 入	10,572,204	10,619,550	10,455,347	10,694,928	10,577,182	11,538,722

市税収入との比較では、平成7年度を100とした場合、平成19年度の市税収入が109であるのに対し、社会保障関係経費に充当した一般財源は267で、2.6倍以上と大幅に伸びており、厳しい財政状況が読み取れます。



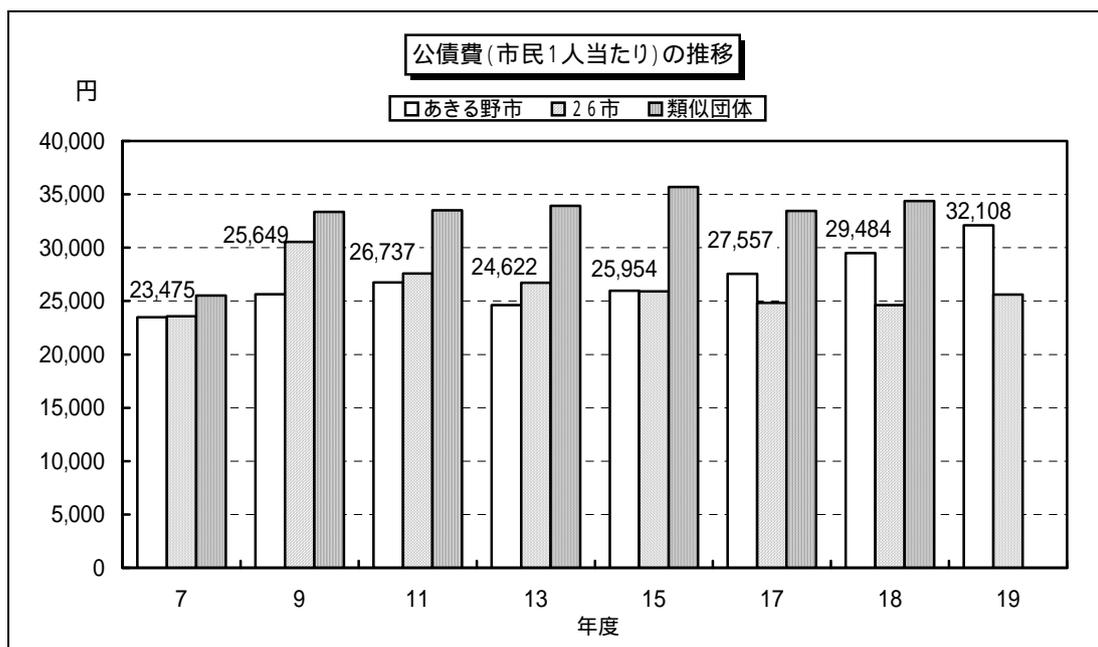
当市の65歳以上の住民基本台帳人口は、平成7年度の9,783人に対し、平成19年度は17,342人で、1.7倍以上に増加しています。このように、高齢化が進んでいることも、社会保障関係経費の増加要因のひとつとなっています。



4 公債費

公債費は、市が学校の建設や道路の整備など、社会資本の整備に充てるために借り入れた市債（借入金）を返済する費用のことです。

公共施設などの整備には多額の資金が必要であるため、市債の発行により財源を確保しています。また、市債は、税金を支払っている当世代の方々だけでなく、次世代の方々にも公平に負担していただくという視点からも活用しているものです。



公債費(市民1人当たり)の推移

(単位:円)

区分	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度	12年度	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度
あきる野市	23,475	24,409	25,649	28,205	26,737	25,006	24,622	26,076	25,954	25,886	27,557	29,484	32,108
26市	23,584	24,936	30,557	29,299	27,572	26,498	26,715	26,772	25,923	26,372	24,840	25,234	25,616
類似団体	25,527	28,809	33,373	31,340	33,506	32,658	33,940	33,918	35,699	33,865	33,445	34,382	-

市民1人当たりの公債費は、類似団体との比較では、平成18年度までのいずれの年度も低くなっていますが、26市と比較すると、平成17年度以降、当市が高くなっています。平成19年度は32,108円となり、26市の25,616円よりも高く、26市では高いほうから4番目となっています。

当市は、平成10年度から平成13年度までの間、繰上償還の実施や利率の高い市債については、低金利な市債に借換えをするなど、公債費の抑制に努めてきましたが、国の政策による、臨時財政対策債や平成18年度で終了した旧地域総合整備事業債を活用した合併市町村まちづくり推進事業などにより、当面は高い水準で推移すると見込んでいます。

5 投資的経費

投資的経費は、道路、公園、学校などの整備に要する経費です。内訳としては、国の補助を受けて実施する補助事業と、それ以外の単独事業があります。

当市では、平成7年の合併以降、新市建設計画に基づく合併市町村まちづくり推進事業として計画的に道路や公共施設等の整備を行ってきました。平成19年度は、平成18年度に新市建設計画が完了したことや、後年度の公債費負担を考慮し投資的経費を抑制したことなどにより大幅に減少しています。

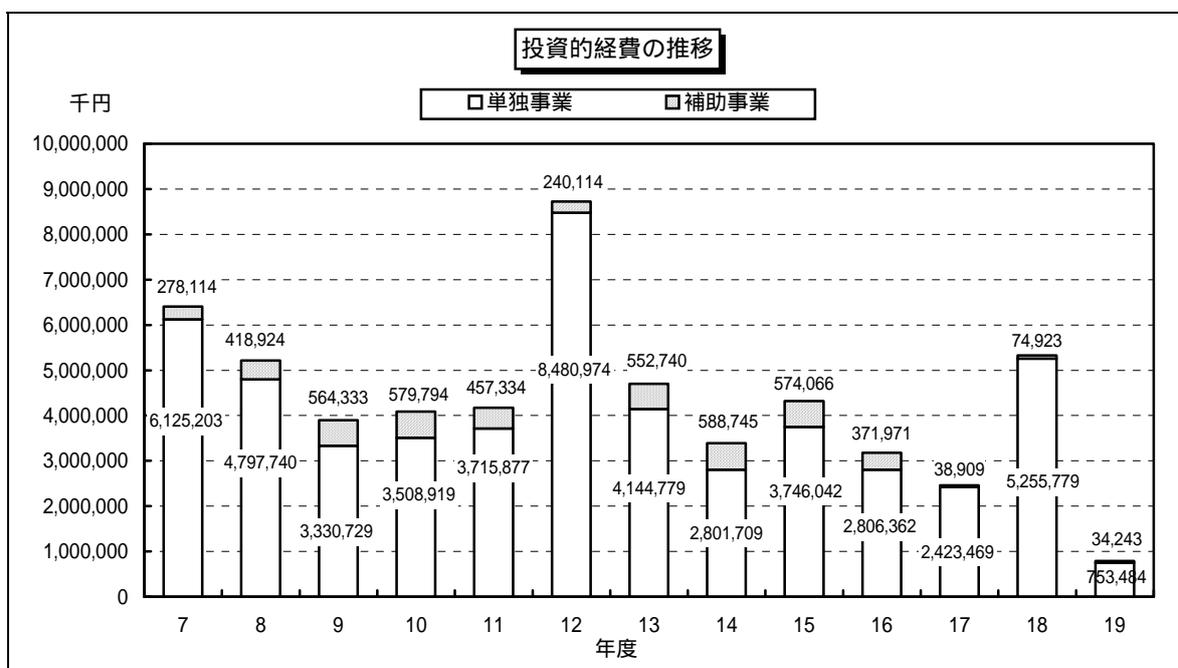
投資的経費の財源としては、地方債が多くを占めていますが、新市建設計画に基づく投資的経費については、元利償還金が普通交付税の基準財政需要額に算入される旧地域総合整備事業債を積極的に活用してきました。

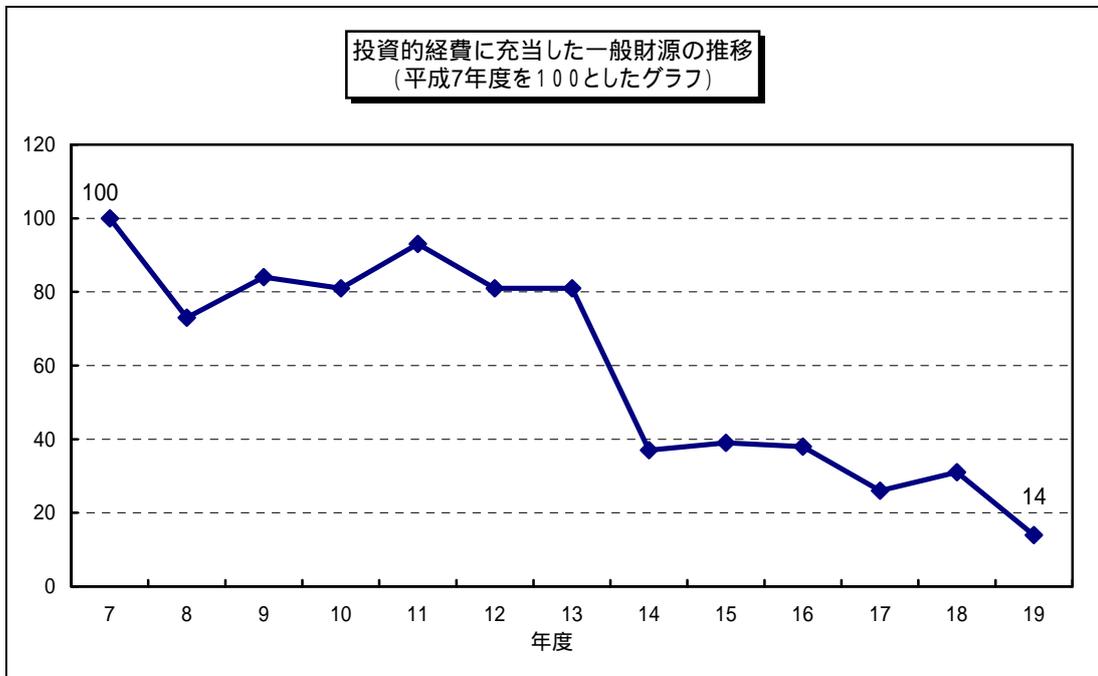
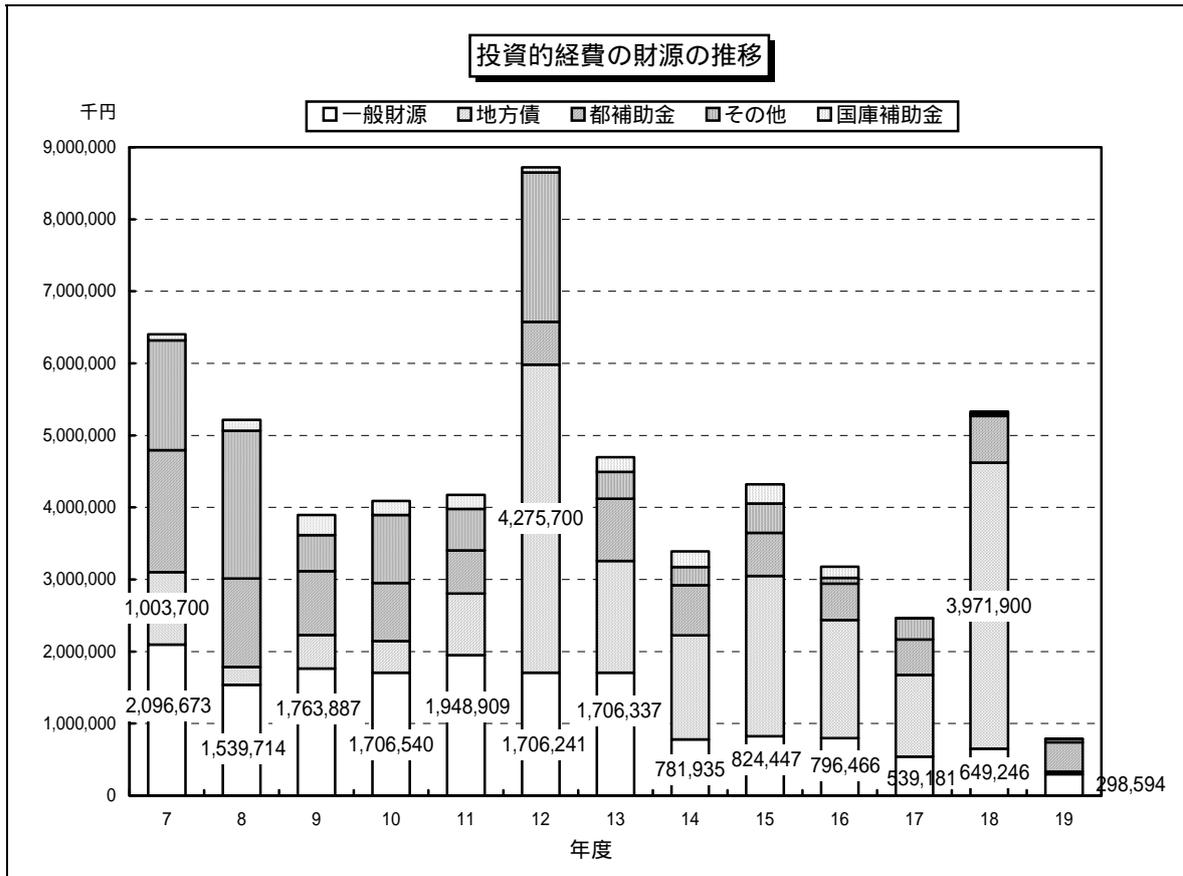
また、投資的経費に充当されている一般財源は、平成7年度は20億9,667万3千円ありましたが、その後は減少を続け、平成19年度は2億9,859万4千円となり、平成7年度の約7分の1まで減少しています。

投資的経費と財源内訳の推移

(単位：千円)

区 分	7年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	
投資的経費	6,403,317	4,320,108	3,178,333	2,462,378	5,330,702	787,727	
補助事業	278,114	574,066	371,971	38,909	74,923	34,243	
単独事業	6,125,203	3,746,042	2,806,362	2,423,469	5,255,779	753,484	
財源内訳	国庫支出金	83,888	267,653	158,203	3,203	31,924	5,196
	都支出金	1,692,930	598,755	503,402	488,733	648,650	406,623
	地方債	1,003,700	2,222,100	1,641,100	1,137,900	3,971,900	34,300
	その他	1,526,126	407,153	79,162	293,361	28,982	43,014
	一般財源	2,096,673	824,447	796,466	539,181	649,246	298,594





6 その他の経費

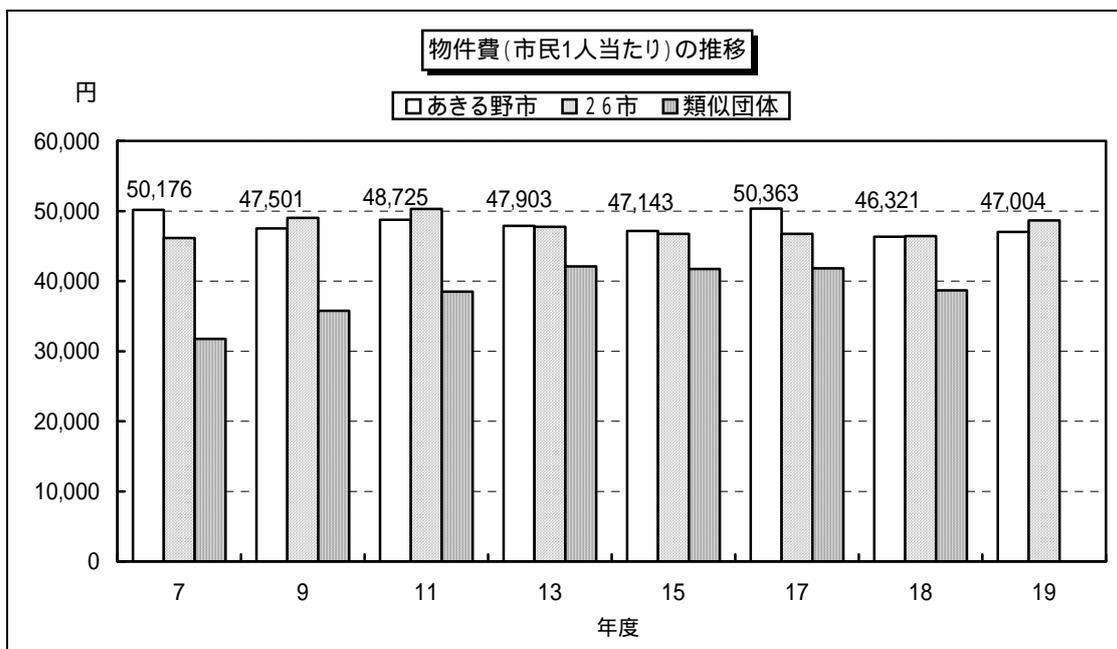
その他の経費には、物件費、補助費等、繰出金などがあります。

平成19年度決算のこれらの経費の歳出総額に占める割合は、物件費16.1パーセント、補助費等15.8パーセント、繰出金12.5パーセントなどとなっています。

(1) 物件費

物件費には、臨時職員の賃金、事業用消耗品などの需用費、通信料などの役務費、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費などがあります。

物件費のうち大きな割合を占めているのが委託料です。委託料には、経常的に支出しなければならない公共施設の維持管理経費が多く含まれています。



物件費(市民1人当たり)の推移

(単位:円)

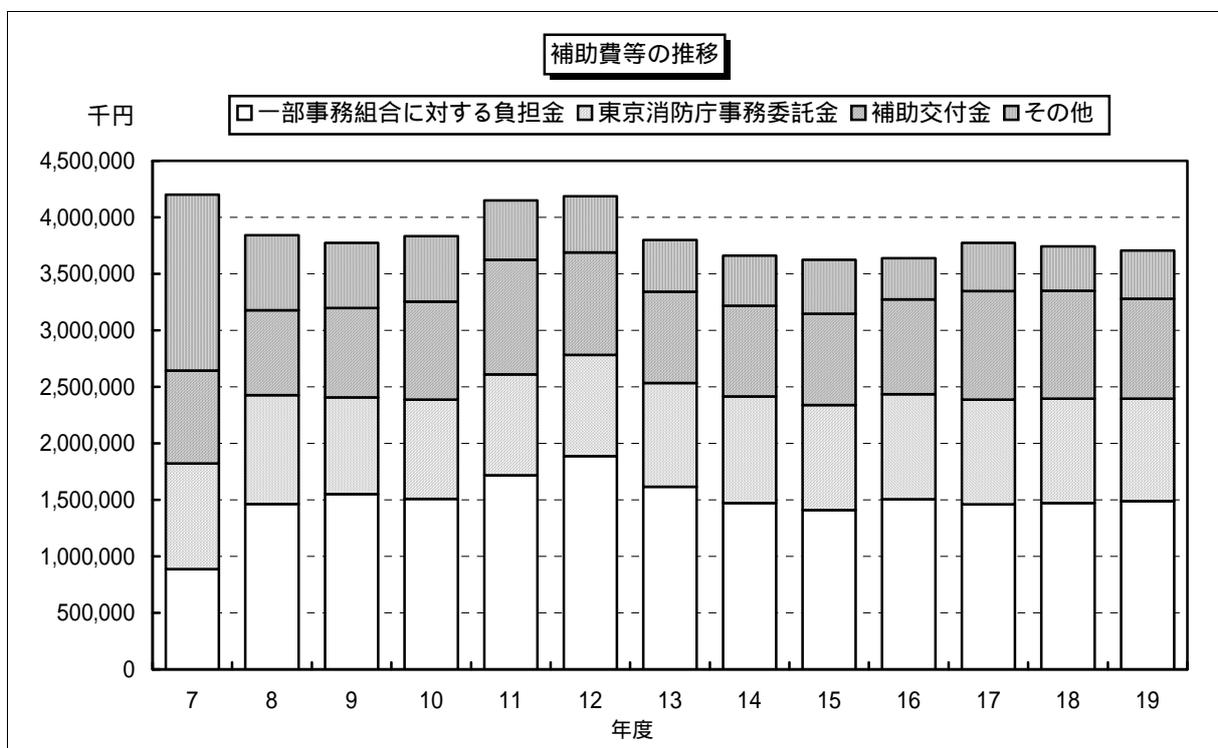
区分	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度	12年度	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度
あきる野市	50,176	46,541	47,501	46,185	48,725	46,152	47,903	47,552	47,143	50,910	50,363	46,321	47,004
26市	46,152	47,864	49,035	49,674	50,291	47,060	47,757	47,912	46,727	46,526	46,721	46,445	48,652
類似団体	31,766	34,674	35,784	37,749	38,508	38,583	42,076	42,721	41,742	41,832	41,811	38,673	-

当市は、平成14年に環境マネジメントシステムの国際規格ISO14001の認証を取得し、省エネルギー、リサイクルに取り組み、経費節減を図るなど、平成14年度

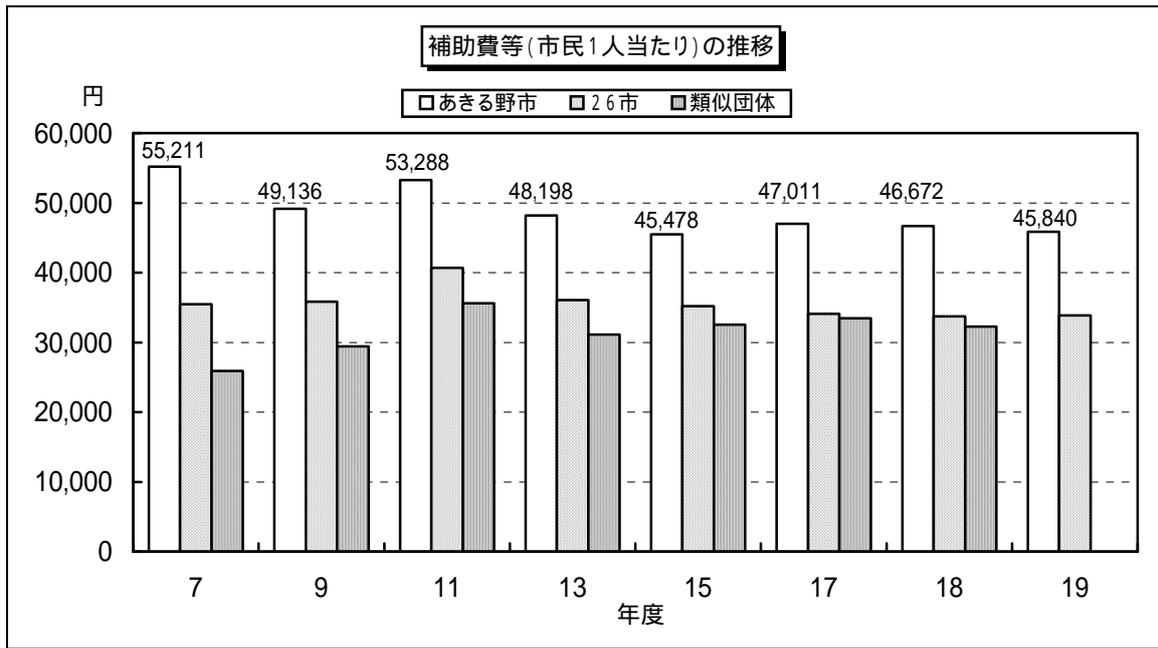
と平成15年度は連続して減少しましたが、平成16年度はごみの戸別収集有料化に伴うごみ有料袋製造及び配送等委託料により増加しました。平成18年度からは、当初予算編成に行政評価システムに基づく一般財源の施策別枠配分方式を導入したことなどにより、限られた予算の中で経費の節減が図られたため減少しています。

(2) 補助費等

補助費等には、一部事務組合への負担金や消防事務委託金のほか、各種団体に対する補助金などがあります。



補助費等の中で大きな割合を占めるのは、西秋川衛生組合、秋川衛生組合、阿伎留病院組合及び秋川流域斎場組合に対する負担金であり、平成19年度は14億8,986万2千円で、40.2パーセントを占めています。また、東京消防庁事務委託金は9億671万5千円で、24.5パーセントを占めています。平成11年度と平成12年度の補助費等が高くなっているのは、火葬場及び斎場の建設に伴う秋川流域斎場組合への負担金の増加によるものです。

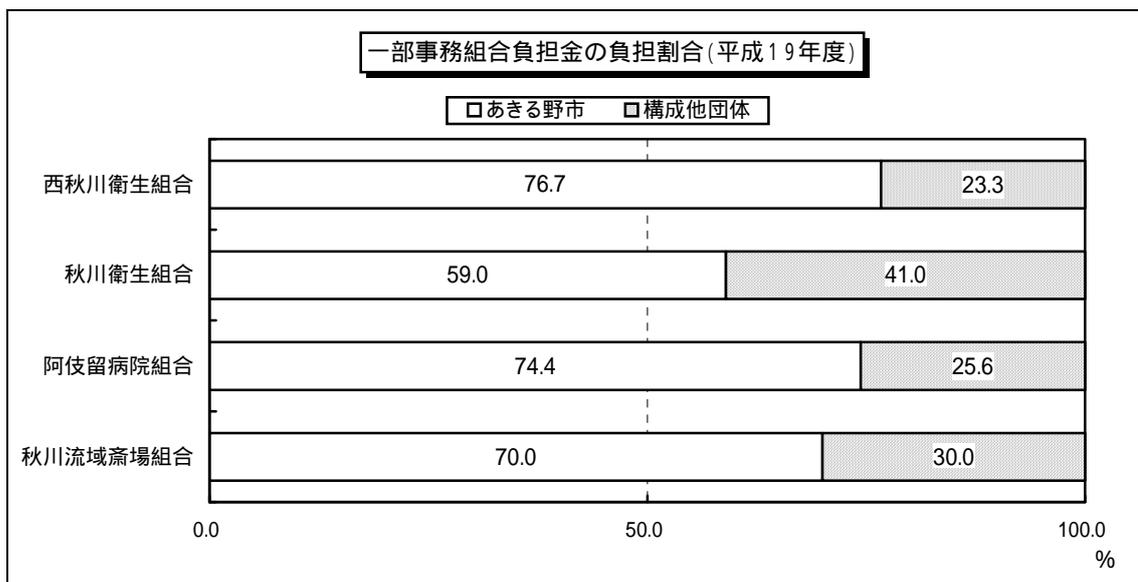


補助費等(市民1人当たり)の推移

(単位:円)

区分	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度	12年度	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度
あきる野市	55,211	50,231	49,136	49,663	53,288	53,385	48,198	46,077	45,478	45,525	47,011	46,672	45,840
26市	35,449	35,905	35,842	36,539	40,693	35,597	36,062	36,821	35,201	34,612	34,099	33,735	33,862
類似団体	25,888	28,186	29,424	29,881	35,627	32,044	31,137	32,999	32,553	32,504	33,448	32,254	-

市民1人当たりの補助費等は、26市や類似団体と比較するといずれの年度も高く推移しています。これは、ごみ、し尿、病院、火葬場などの運営を一部事務組合で行っていることによるものです。なお、平成19年度の一部事務組合に対する負担割合は下表のとおりです。



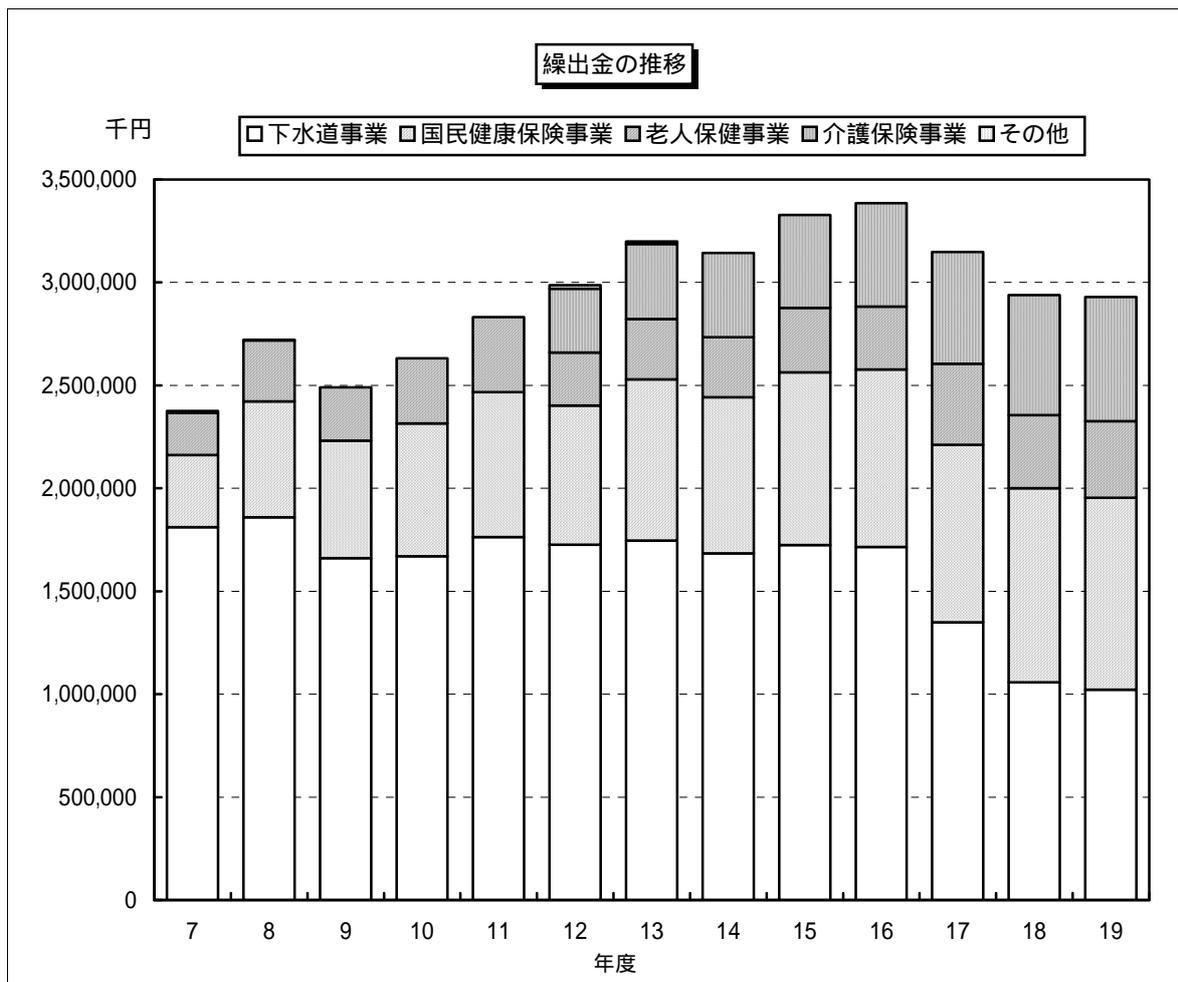
(3) 繰出金

繰出金は、一般会計から下水道事業特別会計、国民健康保険特別会計、老人保健特別会計、介護保険特別会計などへの支出金です。

繰出金の推移

(単位：千円)

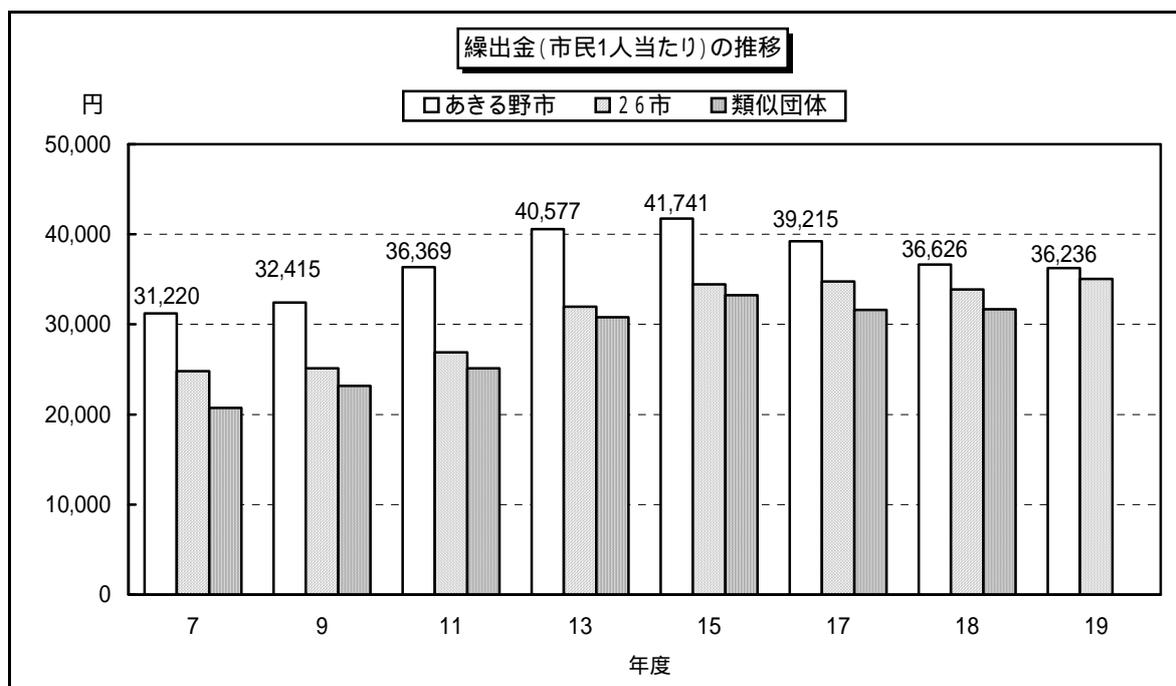
区 分		7 年度	15 年度	16 年度	17 年度	18 年度	19 年度
特 別 会 計	下 水 道 事 業	1,811,352	1,724,004	1,715,676	1,349,695	1,057,007	1,021,959
	国 民 健 康 保 険	351,049	839,833	862,379	862,095	943,465	932,677
	老 人 保 健	203,674	313,488	305,107	393,259	355,198	371,512
	介 護 保 険	0	450,125	502,582	543,658	582,242	603,294
そ の 他		9,783	4	1	0	0	0
合 計		2,375,858	3,327,454	3,385,745	3,148,707	2,937,912	2,929,442



繰出金は、国民健康保険特別会計及び老人保健特別会計の医療費の増や、平成12年度からは介護保険制度が導入され、法定負担分が繰出金として新たに生じたことなどにより増加していますが、平成17年度以降、下水道事業特別会計内で資本費平準化債や地方交付税への算入方法の変更に伴う下水道事業債（特別措置分）の発行により減少しています。

市民1人当たりの繰出金は、平成17年度以降減少していますが、26市や類似団体と比較すると、依然として高い数値にあります。

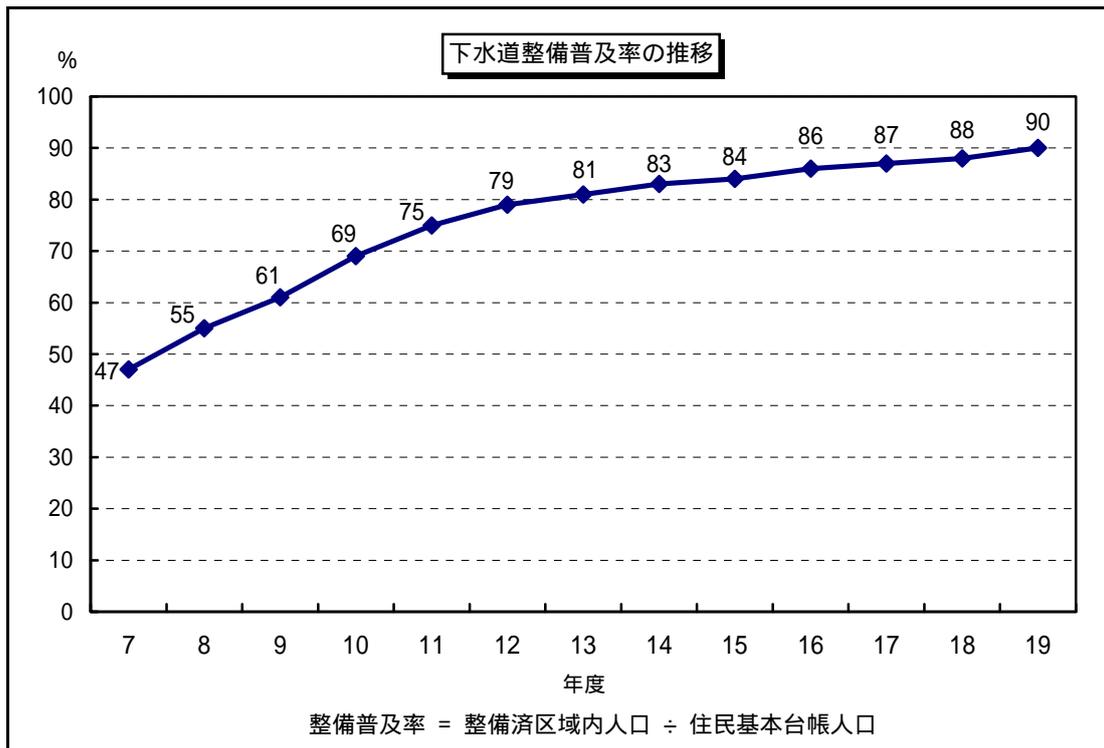
当市では、下水道整備を重要施策として進めているため、下水道事業特別会計への繰出金の割合が高くなっています。下水道整備は、平成13年度に市街化区域の整備をほぼ完了し、平成14年度以降は市街化調整区域の整備に着手しており、下水道整備普及率は、平成7年度は47パーセントでしたが、平成19年度は90パーセントとなりました。



繰出金（市民1人当たり）の推移

（単位：円）

区分	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度	12年度	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度
あきる野市	31,220	35,573	32,415	34,100	36,369	38,075	40,577	39,570	41,741	42,372	39,215	36,626	36,236
26市	24,806	25,862	25,109	26,367	26,898	30,912	31,962	32,412	34,453	34,617	34,772	33,861	35,029
類似団体	20,713	22,443	23,182	23,860	25,139	29,602	30,807	31,809	33,255	34,179	31,613	31,667	-



7 目的別経費の推移

地方公共団体の経費は、その行政目的によって、総務費、民生費、土木費、教育費などに大別されます。平成7年度と平成19年度を比較した場合、民生費、土木費、教育費、公債費が大きく変動しています。

目的別経費の推移

(単位：千円)

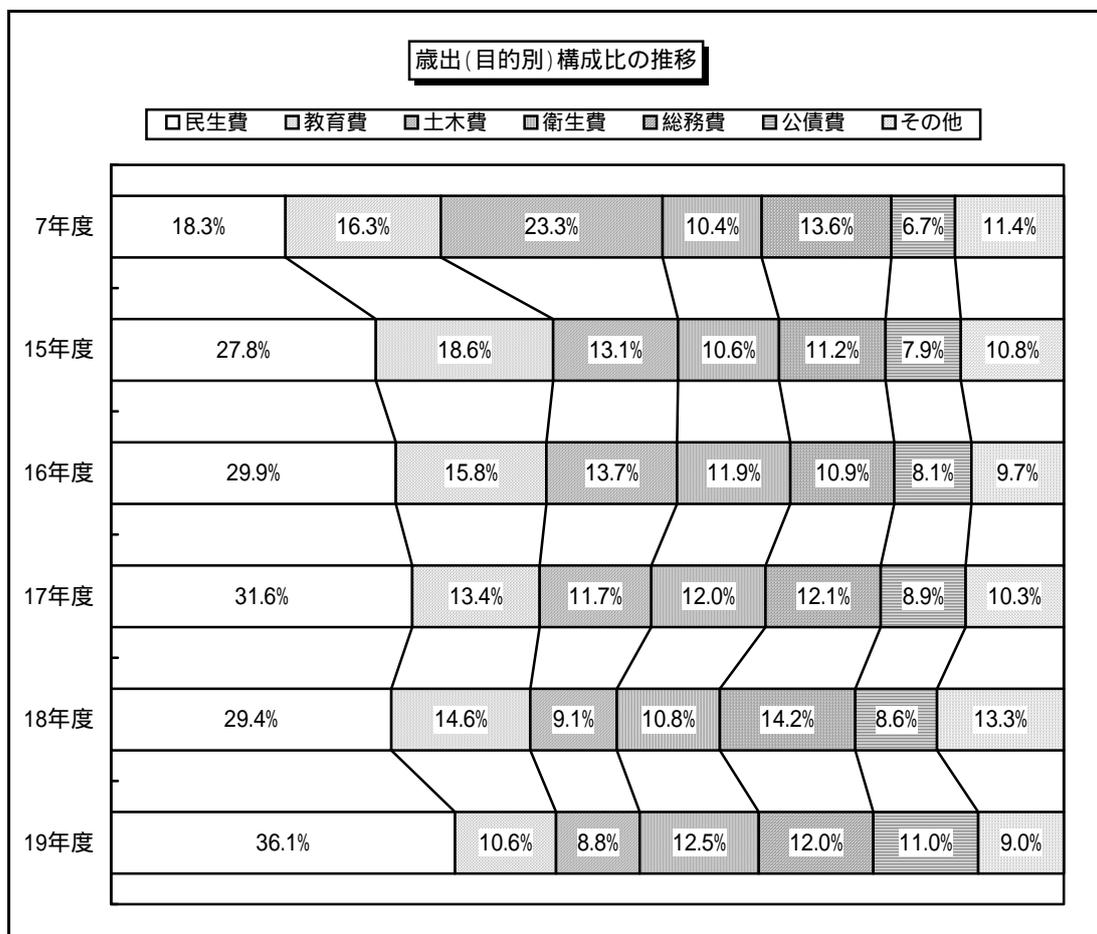
区分	7年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度
総務費	3,628,029	2,930,137	2,796,721	3,020,881	3,928,787	2,818,919
民生費	4,871,710	7,286,339	7,642,516	7,871,016	8,117,068	8,487,969
衛生費	2,760,829	2,782,977	3,044,228	2,992,335	2,982,385	2,954,936
土木費	6,200,813	3,442,900	3,501,440	2,917,498	2,500,691	2,080,235
消防費	1,248,876	1,458,072	1,146,372	1,101,471	1,072,961	1,085,959
教育費	4,356,079	4,872,114	4,048,473	3,342,113	4,036,281	2,490,646
公債費	1,786,491	2,068,989	2,068,451	2,212,595	2,365,013	2,595,737
その他	1,794,729	1,406,106	1,294,753	1,482,424	2,624,660	1,014,148
歳出総額	26,647,556	26,247,634	25,542,954	24,940,333	27,627,846	23,528,549

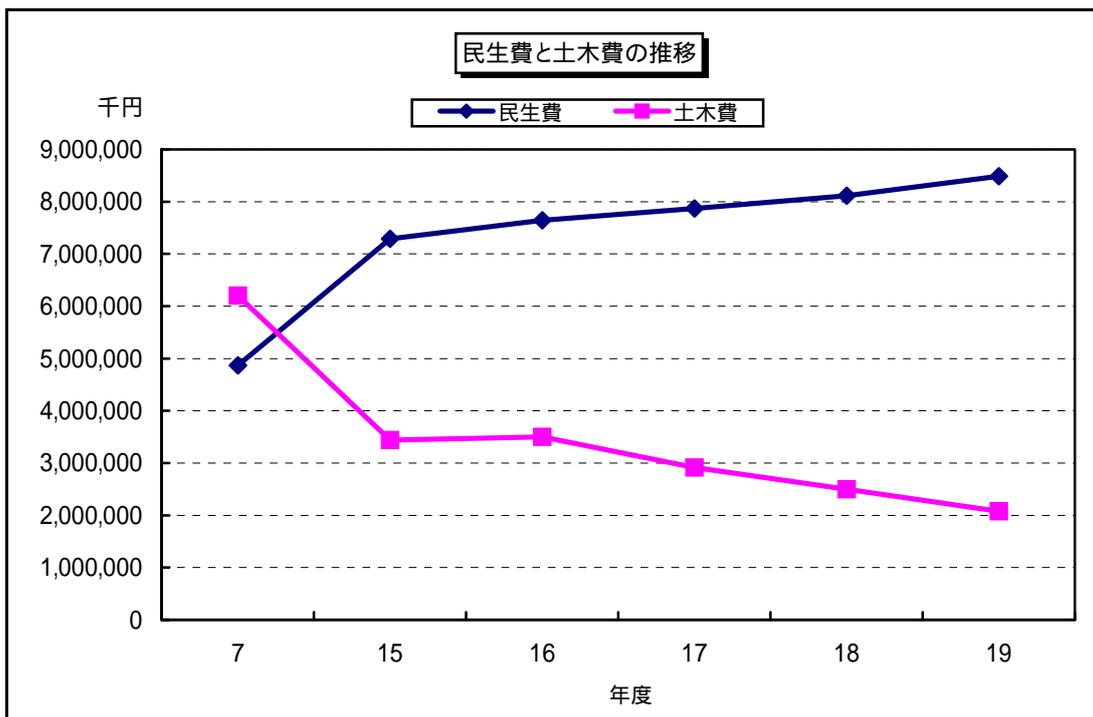
民生費は、平成12年度の介護保険制度の導入により一時的に減少しましたが、生活保護費や児童福祉関係経費などの増加により、平成19年度は

84億8,796万9千円となり、平成7年度と比較して36億1,625万9千円、率で74.2パーセントの増となっています。

一方、土木費は、平成7年度は62億81万3千円の支出がありましたが、厳しい財政状況により普通建設事業費の抑制を図ってきたことなどにより、平成19年度は20億8,023万5千円の支出となり、率で66.5パーセントと大幅な減となっています。

教育費は、平成7年度以降、あきる野ルピア建設事業をはじめ、小中学校大規模改造事業、秋川体育館・中央公民館整備事業、東部図書館建設事業、中央図書館建設事業などの施設整備を計画的に実施してきたことにより、構成比も高く推移してきましたが、平成19年度は、大規模な施設整備事業がなかったため、歳出額及び構成比がともに大幅に減となっています。





- 総務費……………庁舎管理、広報発行、戸籍謄(抄)本・住民票交付、市税の賦課・徴収、選挙、監査などに係る経費
- 民生費……………高齢者、障がい者、児童福祉、生活保護などに係る経費
- 衛生費……………市民の健康保持などの保健衛生やごみ処理などの清掃に係る経費
- 土木費……………道路・橋りょう、公園、都市計画、区画整理などに係る経費
- 消防費……………消防及び防災に係る経費
- 教育費……………学校教育やスポーツ、公民館、図書館などの社会教育に係る経費
- 公債費……………市が借入れた地方債の元金及び利子の償還並びに一時借入金に対する利払いに係る経費
- その他……………議会費、労働費、農林水産業費及び商工費

財政の弾力性

1 経常収支比率

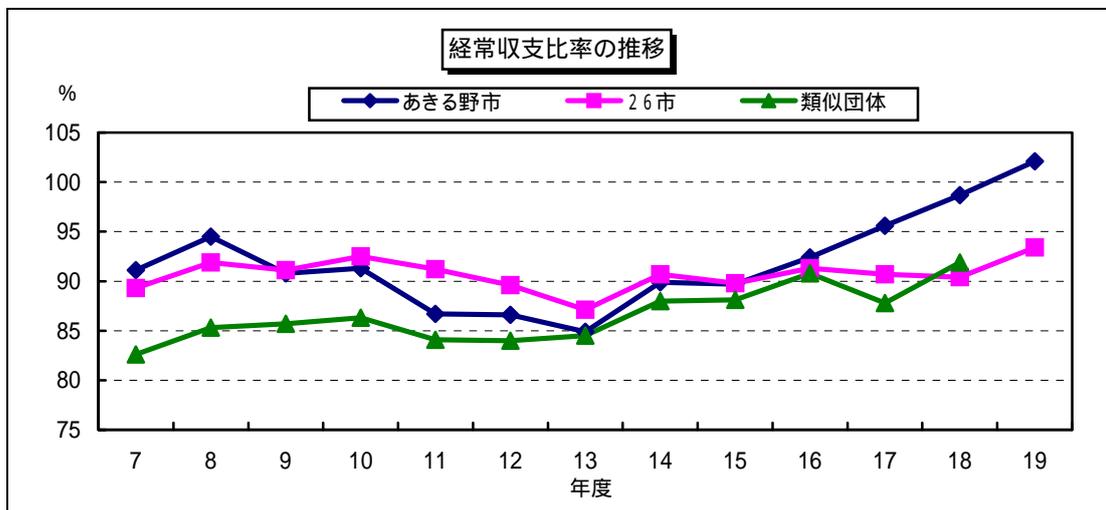
(1) 経常収支比率の推移

財政構造の弾力性の度合いを判断する指標として、経常収支比率があります。これは、市税や地方交付税など毎年入ってくる経常的な収入のうち、その用途が限定されずに使える経常一般財源を分母として、人件費、扶助費、公債費、物件費など毎年決まって支出される経常経費に充当した一般財源を分子として割り返した数値のことをいいます。

$$\text{経常収支比率} = \frac{\text{経常経費充当一般財源}}{\text{歳入経常一般財源等} + \text{減収補てん債特例分(減税補てん債)} + \text{臨時財政対策債}} \times 100$$

平成18年度以前分に用いている。

経常収支比率が90パーセントの場合、結果としてその年度に自由に使える財源は10パーセントとなり、その財源が新規事業や普通建設事業に充てることのできる上限額ということになります。したがって、経常収支比率が低ければ財政構造は弾力性があり、それだけ様々な事業を行えるということになります。

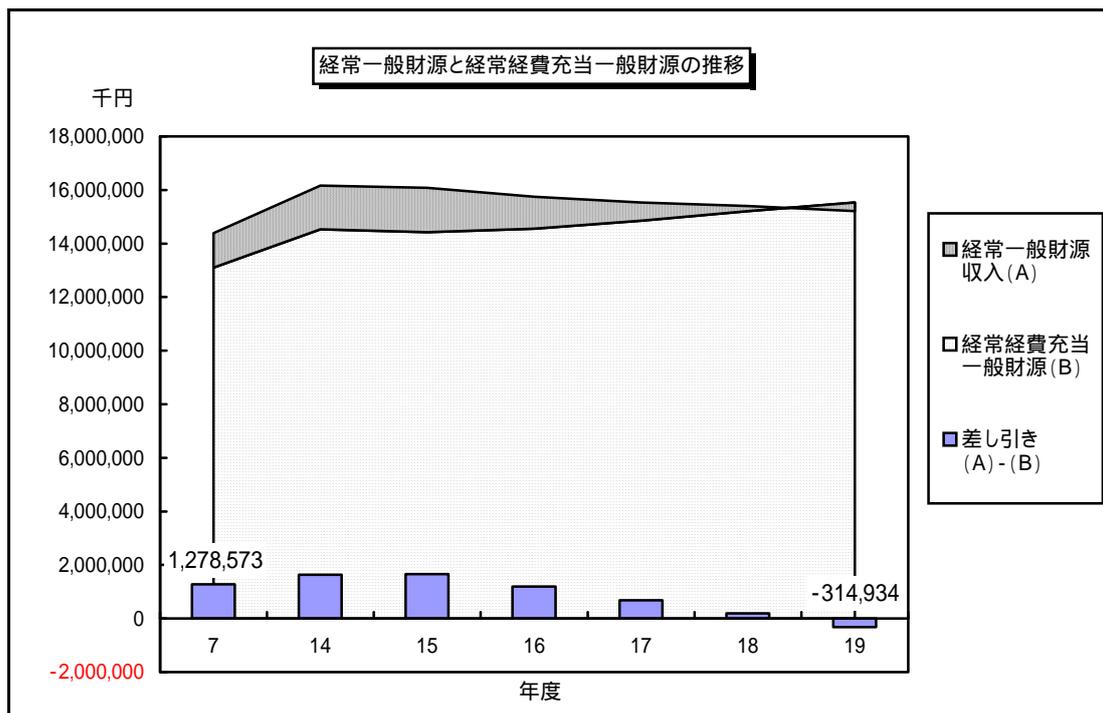


経常収支比率の推移

(単位：%)

区分	7年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度
あきる野市	91.1	89.7	92.4	95.6	98.7	102.1
26市	89.3	89.8	91.3	90.7	90.4	93.4
類似団体	82.6	88.1	90.8	87.8	91.9	-

経常収支比率は、平成11年度以降、80パーセント台を推移していましたが、「三位一体の改革」による地方交付税の総額の抑制や臨時財政対策債の発行額の減などにより上昇しています。平成19年度は、分母である地方交付税と臨時財政対策債の減に加え、分子である公債費の増や下水道事業特別会計への繰出金のうち分流式下水道に係る繰出金の多くが臨時から経常に仕区分が変更となったことなどにより102.1パーセントとなり、前年度と比較して3.4ポイント上がりました。



経常経費充当一般財源と経常一般財源との差が大きいほど自由に使える一般財源が多いといえます。当市は、この差が平成13年度をピークに減少しつづけ、平成19年度は3億1,493万4千円のマイナスとなり、経常収支比率が102.1パーセントとなりました。

経常収支比率は、健全な財政運営を行うには75パーセント前後が良いといわれていることから、数値の改善が緊急の課題となっています。また、26市と比較すると、平成15年度までは、当市の経常収支比率が低く推移していましたが、平成16年度以降、逆転して高くなっています。また、類似団体と比較すると、いずれの年度も当市が高くなっています。

(2) 経常収支比率の構成比の推移

	□人件費	□補助費等	□物件費	□公債費	□扶助費	□繰出金	□維持補修費
7年度	34.7%	20.8%	17.2%	13.6%	5.6%	7.1%	
15年度	29.8%	20.3%	17.1%	14.2%	9.2%	8.8%	
16年度	29.7%	20.3%	17.3%	14.0%	9.2%	8.9%	
17年度	28.4%	19.5%	17.6%	14.7%	9.7%	9.5%	
18年度	27.4%	18.8%	15.4%	15.2%	11.0%	10.5%	
19年度	26.9%	18.4%	15.2%	16.9%	10.8%	13.4%	

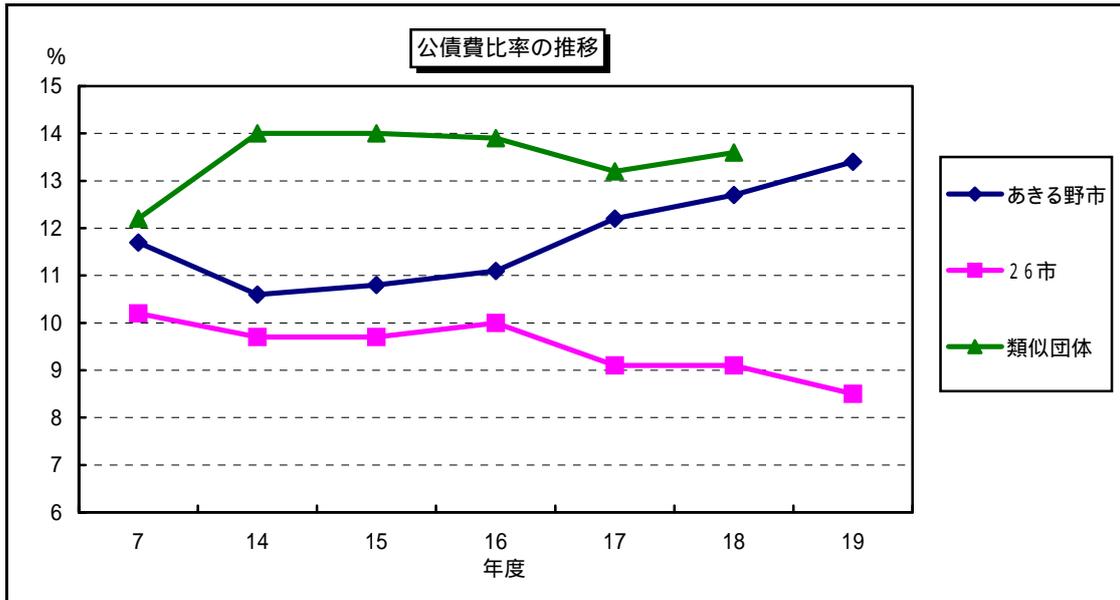
経常収支比率は、依然として高い水準にあります。原因を歳出側の経費別にみると、人件費の構成割合は、平成7年度の34.7パーセントから平成19年度は26.9パーセントと、7.8ポイント下がっているのに対し、扶助費は5.2ポイント、繰出金は6.3ポイント、それぞれ上昇しています。

2 公債費関係の指標

(1) 公債費比率

市債（借入金）が増えると、その償還のために市税などの一般財源を投入しなければなりません。このことは、新たな事業に取り組むための財源に不足を来す要因の一つであるとともに、後世代に負担をもたらします。この市債の償還に充てる市税などの一般財源の標準財政規模に対する割合を示す指標として、公債費比率があります。

当市の公債費比率は、平成7年度以降、少しずつ下降してきましたが、平成14年度以降は、新市建設計画に基づく施設整備事業などに係る新たな償還が始まったため上昇しています。26市と比較すると、いずれの年度も当市が高くなっています。



$$\text{公債費比率} = \frac{\text{公債費充当一般財源等} - \text{災害復旧費等に係る基準財政需要額}}{\text{標準財政規模} + \text{臨時財政対策債発行可能額} - \text{災害復旧費等に係る基準財政需要額}} \times 100$$

公債費比率の推移

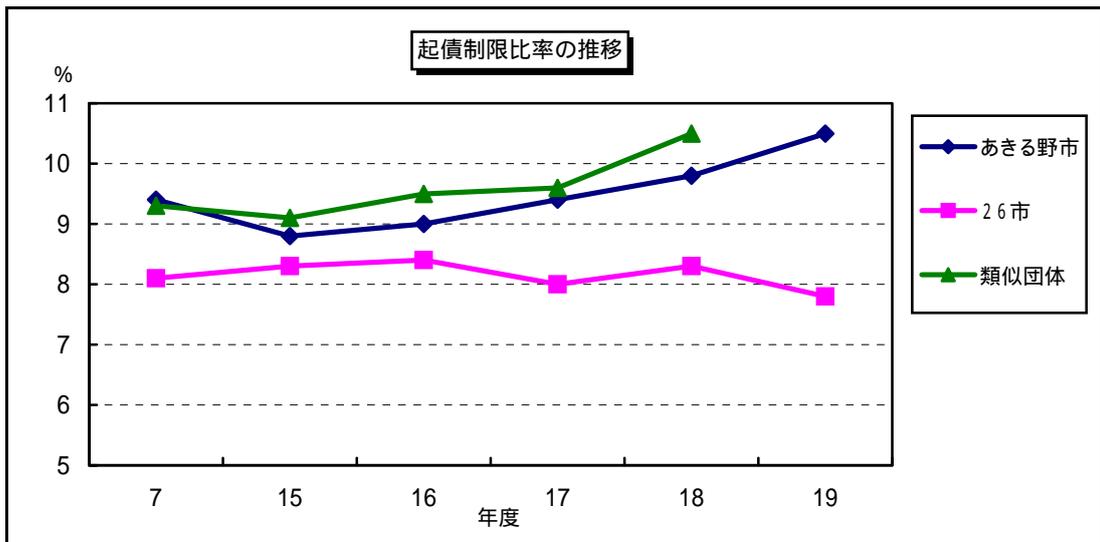
(単位：%)

区分	7年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度
あきる野市	11.7	10.8	11.1	12.2	12.7	13.4
26市	10.2	9.7	10.0	9.1	9.1	8.5
類似団体	12.2	14.0	13.9	13.2	13.6	-

(2) 起債制限比率

起債制限比率は、平成17年度まで地方債の許可制限に用いられていた指標で、この比率が過去3年間の平均で20パーセント以上の団体は、一般単独事業債などが許可されませんでした。

当市の比率は、平成12年度以降、8パーセント台で推移してきましたが、平成18年度は9.8パーセント、平成19年度は10.5パーセントと上昇傾向にあります。類似団体と比較すると、低く推移していますが、26市と比較すると、高く推移しています。



起債制限比率の推移

(単位：%)

区 分	7年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度
あきる野市	9.4	8.8	9.0	9.4	9.8	10.5
26市	8.1	8.3	8.4	8.0	8.3	7.8
類似団体	9.3	9.1	9.5	9.6	10.5	-

3 将来にわたる財政負担

(1) 地方債現在高

地方債は、世代間の負担の公平性を図る役割があり、公債費比率、実質公債費比率などが適正な範囲内であれば有効に活用すべきとされています。

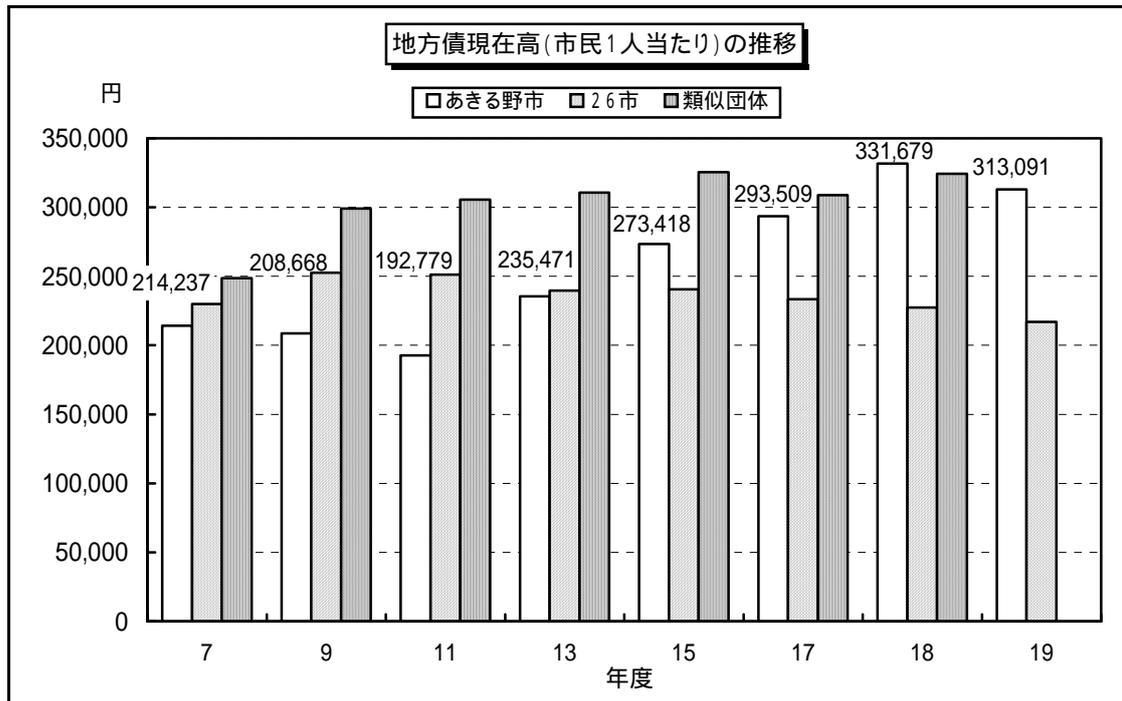
地方債現在高の推移

(単位：千円)

区 分	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度	12年度	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度
市債現在高	16,303,675	16,424,474	16,028,861	15,476,622	15,009,950	17,875,522	18,567,854	19,333,022	21,796,082	23,201,967	23,566,719	26,604,943	25,311,256
うち減税補てん債	1,677,300	2,669,900	2,648,469	3,048,098	3,069,447	3,097,946	3,125,519	3,125,161	3,147,756	3,185,112	3,095,473	2,947,019	2,684,800
うち臨時財政対策債	0	0	0	0	0	0	383,200	1,189,700	2,854,700	4,052,000	4,876,546	5,537,988	6,032,105

地方債現在高は、平成19年度末で253億1,125万6千円となっています。

この中には、国の政策により発行された減税補てん債と臨時財政対策債が合わせて87億1,690万5千円含まれています。また、元利償還金が普通交付税の基準財政需要額に算入され、合併のメリットが有効に活用することができる旧地域総合整備事業債(合併市町村まちづくり推進事業)の現在高は、102億944万2千円となっています。



地方債現在高(市民1人当たり)の推移

(単位：円)

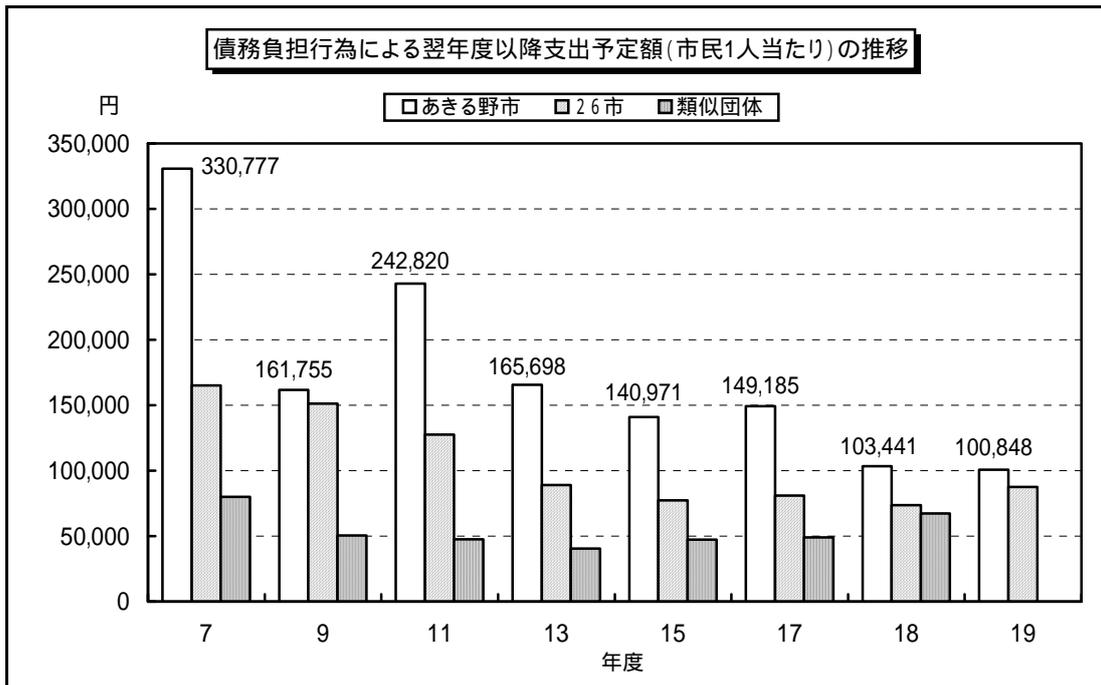
区分	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度	12年度	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度
あきる野市	214,237	214,710	208,668	200,560	192,779	227,917	235,471	243,412	273,418	290,369	293,509	331,679	313,091
26市	230,006	245,869	252,596	255,231	251,191	244,368	239,579	237,379	240,529	237,741	233,365	227,468	216,975
類似団体	248,760	274,344	299,178	306,632	305,519	300,496	310,583	308,966	325,397	315,144	308,720	324,373	-

なお、市民1人当たりの地方債現在高は、26市や類似団体よりも低く推移してきましたが、平成14年度からは26市より高くなっています。

(2) 債務負担行為による翌年度以降の支出予定額

市が翌年度以降にわたる債務を負担する場合、その事項、期間及び限度額をあらかじめ決定しておかなければなりません。これを債務負担行為といいます。

例えば、市営住宅建設工事のように、着工から完成まで複数年を要し、かつ契約を分割することが困難であり、当該年度において総額を契約する場合や土地開発公社に委託した公有地等の買戻し及び造成等の債務保証をする場合などについては、あらかじめ契約の限度額を定めておき、当該年度の予算計上分と合わせて、翌年度以降に負担する債務の総額を債務負担行為として予算に定めています。



債務負担行為による翌年度以降支出予定額(市民1人当たり)の推移

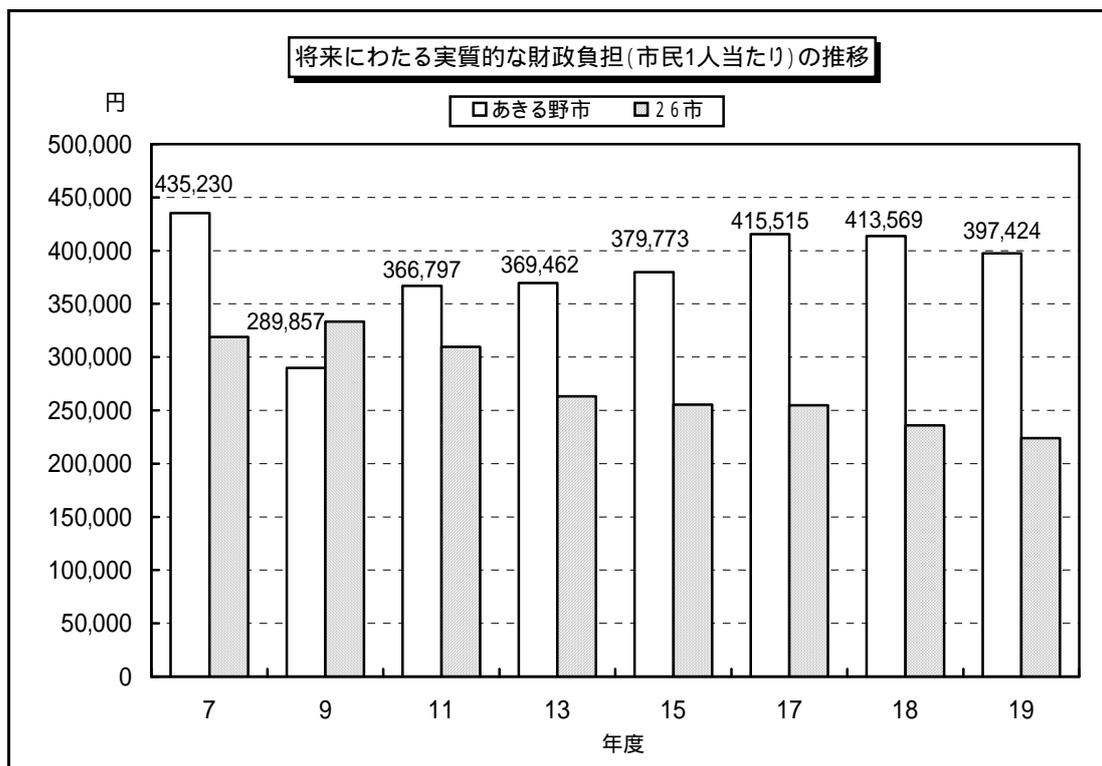
(単位：円)

区分	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度	12年度	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度
あきる野市	330,777	235,637	161,755	182,868	242,820	186,646	165,698	155,728	140,971	123,971	149,185	103,441	100,848
26市	165,006	150,467	151,115	142,705	127,669	111,425	88,953	79,462	77,424	77,300	80,934	73,716	87,615
類似団体	80,118	54,578	50,456	49,109	47,603	49,140	40,382	42,487	47,298	47,098	61,956	67,287	-

債務負担行為の翌年度以降の支出予定額は、平成19年度は81億5,287万6千円となっています。市民1人当たりの翌年度以降支出予定額は、平成19年度は10万848円となり、平成7年度の33万777円と比較して、3分の1以下に減っています。これは、土地開発公社が保有する、先行取得用地の買戻しなど、経営健全化に取り組んできた結果といえます。しかし、26市や類似団体と比較すると、平成18年度までの市民1人当たりの翌年度以降支出予定額は、いずれの年度も当市が高くなっています。

(3) 市の将来債務

地方債現在高に債務負担行為による翌年度以降の支出予定額を加え、これから積立金現在高を差し引いた「将来にわたる実質的な財政負担」は、平成19年度は市民1人当たり39万7,424円となっています。平成18年度と比較すると減少していますが、26市と比較すると当市が高く推移しています。



将来にわたる実質的な財政負担(市民1人当たり)の推移

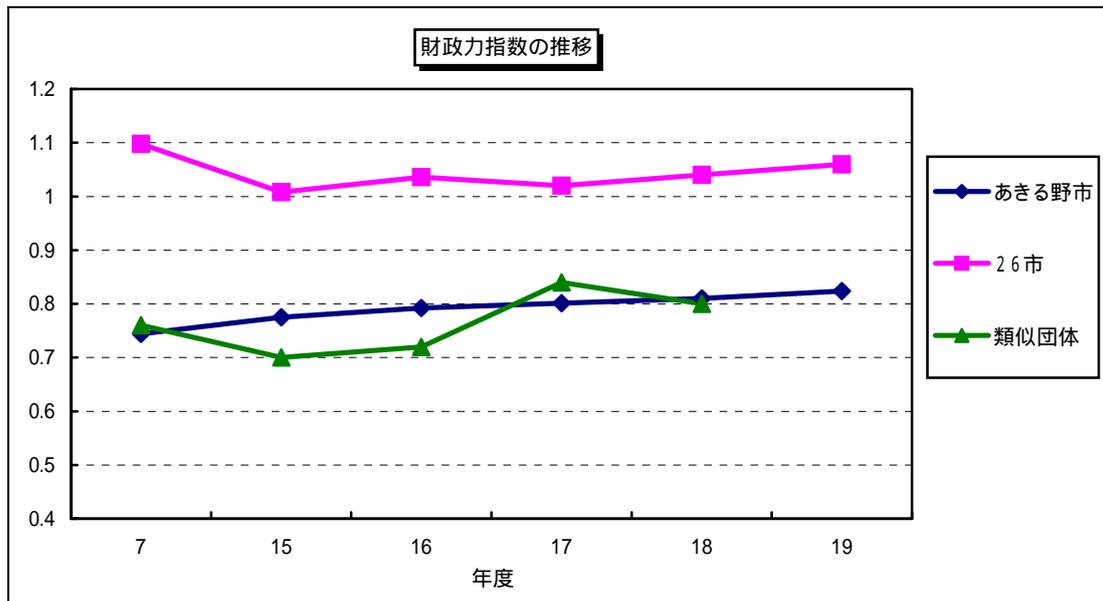
(単位:円)

区分	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度	12年度	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度
あきる野市	435,230	363,978	289,857	315,015	366,797	380,335	369,462	363,511	379,773	380,569	415,515	413,569	397,424
26市	318,967	321,391	333,393	332,391	309,665	293,565	263,220	251,736	255,482	300,046	254,687	235,823	223,890

4 財政力指数

財政力指数は、普通交付税の算定と同時に計算されます。財政力を示す一般的な指標であり、その自治体が標準的な行政を実施するのに必要な一般財源のうち、その自治体の税収入などにより賄える割合がどの程度であるかを示すもので、普通交付税を算定するのに用いられる基準財政収入額を基準財政需要額で除して求められた数値の3年度間の平均値です。

財政力指数が高いほど自主財源の割合が高く財政力が強いとされ、この指数が「1」に満たない市町村は、普通交付税による財源調整がなされなければ、通常水準の行政活動ができないこととなります。また、指数が「1」を超える地方公共団体は富裕団体と見なされ、普通交付税は交付されませんが、この不交付団体は「1」を超えた率だけ通常水準を超えた行政活動をすることが可能となり、それだけ余裕のある財源を確保していることとなります。



財政力指数の推移

区 分	7 年度	15 年度	16 年度	17 年度	18 年度	19 年度
あきる野市	0.744	0.775	0.792	0.801	0.810	0.824
26市	1.098	1.008	1.036	1.020	1.040	1.060
類似団体	0.760	0.700	0.720	0.840	0.800	-

財政力指数は、平成14年度以降、普通交付税の一部が臨時財政対策債に振り替えられ、その振替額が基準財政需要額から差し引かれることにより上昇していますが、26市と比較すると低くなっています。

健全化判断比率及び資金不足比率

「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」は、地方公共団体の財政の健全性に関する指標の公表制度を設け、その比率に応じて財政の早期健全化及び財政の再生等に必要となる行財政の措置を講じることにより、地方公共団体の財政の健全化に資することを目的としています。また、健全化判断比率及び資金不足比率は、前年度の決算に基づき算定し、その算定資料とともに監査委員の審査に付した上で議会に報告し、公表しなければならないとされています。

1 健全化判断比率

健全化判断比率は、財政の早期健全化や再生の必要性を判断するものであるとともに、他団体と比較することなどにより、財政状況を客観的に表す意味を持っています。

健全化判断比率の4つの財政指標のうち、いずれかが早期健全化基準以上である場合には「財政健全化計画」を策定しなければならず、また、財政再生基準以上である場合には「財政再生計画」を策定し、財政の健全化を図らなければなりません。

区 分		あきる野市	早期健全化基準	財政再生基準
健全化判断比率	実質赤字比率	-	12.76	20.00
	連結実質赤字比率	-	17.76	40.00
	実質公債費比率	9.5	25.0	35.0
	将来負担比率	140.6	350.0	

実質赤字比率及び連結実質赤字比率は、実質赤字がないため「-」と表示しています。

(1) 実質赤字比率

一般会計及び受託水道事業特別会計（以下「一般会計等」という。）の実質収支が赤字となった場合の赤字額の標準財政規模（標準的な状態で通常収入されるであろう経常的一般財源の規模を示すもの）に対する比率です。

当市の早期健全化基準は12.76、財政再生基準は20.00ですが、実質赤字がないため、実質赤字比率はありません。

$$\text{実質赤字比率} = \frac{\text{一般会計等の実質赤字額}}{\text{標準財政規模}} \times 100$$

(2) 連結実質赤字比率

当市の全会計（戸倉財産区特別会計を除く。）における実質収支の赤字額又は資金不足額の合計の標準財政規模に対する比率で、すべての会計の赤字や黒字を合算し、当市全体としての赤字の程度を指標化し、財政運営の悪化の度合いを示す指標といえます。

当市の早期健全化基準は17.76、財政再生基準は40.00ですが、連結実質赤字がないため、連結実質赤字比率はありません。

$$\text{連結実質赤字比率} = \frac{\text{連結実質赤字額}}{\text{標準財政規模}}$$

(3) 実質公債費比率

一般会計等が負担する元利償還金及び準元利償還金の標準財政規模に対する比率で、借入金（地方債）の返還額及びこれに準じる額の大きさを指標化し、資金繰りの程度を示す指標ともいえます。

実質公債費比率の早期健全化基準は、現行の地方債協議・許可制度において一般単独事業の許可が制限される基準である25.0パーセントとし、財政再生基準は公共事業等の許可が制限される基準である35.0パーセントとなっています。

当市の平成19年度の実質公債費比率は9.5パーセントで、26市平均の5.9パーセントより高くなっています。

$$\text{実質公債費比率 (3か年平均)} = \frac{\text{(地方債の元利償還金 + 準元利償還金)} - \text{(特定財源 + 元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額)}}{\text{標準財政規模} - \text{(元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額)}}$$

(4) 将来負担比率

土地開発公社や損失補償を行っている出資法人等に係るものを含め、一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模に対する比率で、一般会計等の借入金（地方債）や将来支払っていく可能性のある負担等の現時点での残高を指標化し、将来財政を圧迫する可能性の度合いを示す指標ともいえます。

早期健全化基準は、実質公債費比率の早期健全化基準に相当する将来負担額の水準を平均的な地方債の償還年数を勘案し、市町村は350.0パーセントとなっています。

当市の平成19年度の将来負担比率は140.6パーセントで、26市で一番高くなっています。

$$\text{将来負担比率} = \frac{\text{将来負担額} - \text{(充当可能基金額 + 特定財源見込額 + 地方債現在高等に係る基準財政需要額算入額)}}{\text{標準財政規模} - \text{(元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額)}}$$

2 資金不足比率

資金不足比率は、公営企業会計ごとの資金の不足額の事業の規模に対する比率で、公営企業の資金不足を公営企業の事業規模である料金収入の規模と比較して指標化し、経営状態の悪化の度合いを示す指標ともいえます。

当市は、下水道事業特別会計が対象となり、経営健全化基準は20.00パーセントですが、資金不足はないため、資金不足比率はありません。

$$\text{資金不足比率} = \frac{\text{資金の不足額}}{\text{事業の規模}}$$

類似団体について

【参考】

本書の冒頭でも類似団体について記載させていただいておりますが、類似団体とは、人口や産業構造の態様の類似している団体をいい、その団体の指数を比較することにより、財政状況を把握するために使用しています。

当市については、人口50,000人～100,000人、産業構造 次65パーセント以上に該当するため、類型区分は - 3となります。

都市 ()外は選定団体数、()内は該当団体数

人口	産業構造 類型	次、次95%以上		次、次95%未満		計
		次65%以上	次65%未満	次55%以上	次55%未満	
		3	2	1	0	
50,000人未満		6 (9)	12 (18)	78 (132)	48 (87)	144 (246)
50,000～100,000		54 (56)	32 (43)	99 (127)	29 (48)	214 (274)
100,000～150,000		34 (35)	18 (19)	34 (39)	8 (12)	94 (105)
150,000人以上		32 (32)	6 (6)	25 (26)	2 (2)	65 (66)
計		126 (132)	68 (86)	236 (324)	87 (149)	517 (691)

平成19年度類型区分 - 3 該当団体 (56 団体)

北海道	室蘭市	愛知県	尾張旭市
	千歳市		日進市
	登別市		城陽市
宮城県	塩竈市	京都府	向日市
	多賀城市		長岡京市
茨城県	守谷市		大阪府
埼玉県	飯能市	貝塚市	
	蕨市	泉佐野市	
	鳩ヶ谷市	(摂津市)	
	志木市	高石市	
	和光市	藤井寺市	
	桶川市	四條畷市	
	久喜市	交野市	
	蓮田市	大阪狭山市	
	坂戸市	阪南市	
	幸手市	兵庫県	(芦屋市)
鶴ヶ島市	奈良県	大和高田市	
千葉県		四街道市	香芝市
東京都	国立市	福岡県	直方市
	福生市		田川市
	狛江市		筑紫野市
	東大和市		大野城市
	清瀬市		太宰府市
	武蔵村山市		古賀市
	稲城市	佐賀県	鳥栖市
	あきる野市	沖縄県	宜野湾市
神奈川県	逗子市		
福井県	敦賀市		
静岡県	伊東市		
	御殿場市		

()については、類似団体の指数表作成において、選定しなかった団体

平成19年度

あきる野市の財政
(財政白書)

平成20年10月

あきる野市企画政策部財政課